
令和8年 第1回(定例)周防大島町議会会議録(第3日)

令和8年3月17日(火曜日)

議事日程(第3号)

令和8年3月17日 午前9時30分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(14名)

1番 占部 智子君	2番 浅原 賢潤君
3番 山根 耕治君	4番 栄本 忠嗣君
5番 岡崎 裕一君	6番 山中 正樹君
7番 白鳥 法子君	8番 田中 豊文君
9番 新田 健介君	10番 吉村 忍君
11番 久保 雅己君	12番 小田 貞利君
13番 尾元 武君	14番 荒川 政義君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 岡原 伸二君	議事課長 林 祐子君
書記 末武 良浩君	

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 藤本 浄孝君	副町長 …………… 山中 茂雄君
教育長 …………… 星野 朋啓君	病院事業管理者 …… 石原 得博君
総務部長 …………… 木谷 学君	産業建設環境部長 …… 松村 浩君

健康福祉部長	……………	中村 晴彦君	下水道部長	……………	藤本 倫夫君
統括総合支所長	……………	辻田 建一君	会計管理者	……………	宮崎由紀子君
教育次長	……………	中原 藤雄君	病院事業局総務部長	…	木村 稔典君
総務課長	……………	梅木 義弘君	財務課長	……………	今尾 勝則君
政策企画課長	……………	堀脇 国輝君	福祉課長	……………	濱中 靖夫君
商工観光課長	……………	前崎 好恵君			

午前9時30分開議

○議長（荒川 政義君） 改めまして、おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりです。

日程第1. 一般質問

○議長（荒川 政義君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告は8名であります。通告順に質問を許します。4番、栄本忠嗣議員。

○議員（4番 栄本 忠嗣君） 失礼いたします。議席番号4番、栄本忠嗣です。よろしくお願ひ申し上げます。

大島大橋開通50周年記念事業についてお聞きいたします。

令和8年7月4日に大島大橋は開通50周年を迎えます。周防大島町におきましても現在審議されております令和8年度当初予算にも記念事業として予算が計上されております。

大島大橋は、5年の歳月と当時99億円の巨費を投じ、1976年7月4日に日本道路公団により開通した周防大島町から柳井市大島に架かる長さ1,020メートル、幅9メートル、海面より31.9メートルの高さの橋です。当初は有料道路として開通しましたが、1987年6月1日に山口県道路公社へ事業譲渡され、1996年6月1日に償還期間満了により無料開放となり、現在に至ります。

開通から現在まで、存在することがあたり前のように感じていた大島大橋ですが、2018年10月22日、ドイツの海運会社オルデンドルフ・キャリアーズが所有する大型貨物船エルナ・オルデンドルフが通過する際、橋桁に衝突する事故が起き、設置されていた水道管と通信ケーブルを破損させたことにより、町内全域で断水や通信障害、橋の通行規制が起こるなど、深刻なインフラ障害が起これ、町民の生活に大きな影響が出ました。

この事故は、改めて町民の生活がこの橋によって支えられている。道路だけでなく水道管や電力線などのライフラインを通す大変重要な生活基盤であるということを再認識する出来事となり

ました。

私も令和6年第1回定例会における一般質問において、クラウドファンディング型ふるさと納税の導入を提案しましたが、その中で具体的な例として、この大島大橋開通50周年記念事業についてもあげております。

例としてあげた理由は、周防大島町出身で町外にお住まいの方や周防大島町に思い入れのある方が記念事業を通じて橋への思いを託すこと、感謝を伝える機会を設けることが望まれているのではないかと考えたからです。周防大島町へ帰省された方から、橋を渡ると島に帰って来たことを実感するという話をよく聞いたことがあります。それだけ大島大橋という存在は、町内在住の方にとっても、島で生まれ育ち現在は町外で暮らされている方にとっても、皆の心の中にあるふるさとそのものであり、夢の架け橋として町民の生活を支え、産業や観光の発展に多大な貢献をしてきた島のシンボルであると考えます。

50年以上前、大島連絡船が航路で島と本土をつないでいた頃、当時の町民にとって橋の開通は長年の悲願であり、多くの先人が架橋のために情熱を注ぎ、力を尽くしたことにより、不可能と言われていた架橋が実現したと聞いております。町民の生活を守り続けていただいたこれまでの50年間に感謝し、これから先の世代へ先人の思いをつなげていくためにも、この記念事業が大変重要であると考え、以下の4点を伺います。

1、大島大橋開通50周年記念事業に向けてガバメントクラウドファンディング型ふるさと寄附金の募集を行う予定とありますが、その詳細を教えてください。

2、本年7月4日に開催予定の記念式典の詳細を教えてください。

3、記念式典のほかに大島大橋パネル展や宮本常一記念館で行われる旅学講座、商工会や観光協会によるPR活動を行うとありますが、町民に広く周知し、町内全体を巻き込んで参加型の事業とする予定はあるか教えてください。

4、山口県の事業として橋の脚部分をライトアップする照明がLEDに変わり、カラフルに彩られる予定ですが、町はどのように連携しこれを活用される予定か教えてください。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 栄本議員の大島大橋開通50周年記念事業についての御質問にお答えをいたします。

大島大橋は、多くの島民の悲願であり、先人の方々の絶大なる御尽力により50年前の1976年、昭和51年7月4日に開通し、今日に至るまで本町の産業や観光の発展に多大な貢献をしてきた島のシンボルであり、今を生きる私達にとっては、なくてはならない重要な基幹道路であります。

議員からもありましたように、架橋から今日までの50年に感謝し、次の世代につなげていくために、本年、令和8年の7月4日に50周年記念事業を行うべく、令和8年度一般会計予算に必要経費を計上させていただき、今議会において御審議をいただいているところであります。

また、今般の記念事業は実行委員会を設立し、この会議で事業の詳細を決定する予定としておりますので、現段階でお示しできる範囲内での回答になりますことをあらかじめ御了承ください。

なお、実行委員会は設立会議として令和8年3月25日に開催をする予定としております。

まず、第1点目のガバメントクラウドファンディングについてです。これは、ふるさと納税制度を活用して行うクラウドファンディングで、より具体的な使い道を選ぶふるさと納税となります。ファンディングの目標額は、記念事業に関連する新年度歳出予算の合計額である312万円とし、令和8年4月から6月の期間で募集する予定です。

次に、2点目の記念式典の詳細についてであります。

式典の詳細は実行委員会で決定してまいりますが、大島大橋架橋に関係した各種団体や個人の方をお招きし、今年度、令和7年度で作成をしました架橋50周年記念DVDの上映を行えたらと考えております。

次に、3点目の式典以外のイベント等を住民参加型の事業とする予定はあるのかとの御質問ですが、それぞれのイベント詳細についてはお答えできる状況にありませんが、いずれにいたしましても町民だけではなく、広く町内外に情報を発信してまいりたいと考えております。

最後に、4点目の大島大橋のライトアップについてであります。

山口県により、橋脚の照明設備が船舶の航行や橋の安全確保のため、老朽化した照明設備からLED照明に変更がなされています。また照明の色を変える機能がありますので、季節や催事に合わせた演出シーンが16種類あり、こちらを活用して広くPRし、観光客の誘致や観光振興につなげてまいりたいと考えております。ぜひ御理解をよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 栄本議員。

○議員（4番 栄本 忠嗣君） 御答弁ありがとうございます。

まず1つ目の質問についてお伺いしますが、ガバメントクラウドファンディング型ふるさと納税です。私も以前一般質問において提案しておりましたので、今回、導入していただくことは大変うれしく思っております。

ただ、令和8年4月から令和8年6月に実施するというのですが、もう少し早い時期から始めてもよかったのではないかという思いもあります。それと、もう少し具体的な金額等、どのぐらいの金額を募集して、どのぐらいの費用を各種部門に分けるという詳細が分かりましたら、そちらを教えていただけたらと思います。

○議長（荒川 政義君） 木谷総務部長。

○総務部長（木谷 学君） このたびの行事の経費については、町長が最初申しましたようにガバメントクラウドファンディング型ふるさと納税を募って、寄附を募って、事業を行いたいと考えておりますが、時期については予算の議決をいただいて、令和8年度の事業になりますので、令和8年4月からということで設定させていただいたということでございます。

約300万円の経費について何に使うかということですが、これについては実行委員会で決定して行う行事で、事務局で考えておりますのは式典等々の開催や、その他催し物等にかかる経費、それから公的団体への補助、支援する経費などでございます。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 栄本議員。

○議員（4番 栄本 忠嗣君） ありがとうございます。

こちらのガバメントクラウドファンディングも、せっかく町民や町外に住まれている方に募集するのであれば、具体的な、このようなことをしたいから大島大橋への感謝の思いを伝えたいということで、寄附をしてくださる方が多いと思うので、より具体的な内容を提示して、それに対しての寄附金を集めていただくという、そういう形にさせていただければと思います。

続いて2つ目の質問ですが、記念式典は令和8年7月4日に行われる内容は分かりました。よりこの記念式典に関しても、今まで大島大橋のこれまで50年続いてきたことに対して関わってきた方々、そしてこれから次世代、その思いをつないでいく方も参加できるような式典にしていきたいと思います。やはり全世代、幅広い世代が参加することによって、今まで大島大橋に対して若い世代へも、このように先人の方がこの橋を造られて、これまで継続されてきたという思いをぜひ伝えていただきたいと思いますので、学生の参加なども関わるようなことが、式典に関わるようなことがあれば、またそういう思いも違ってくるかと思っておりますので、ぜひそういう形も検討していただけたらと思っております。

それと、実行委員会に関してですが、今、お隣におられます山根議員が令和7年第2回定例会において一般質問した際に、御答弁の中で、できるだけ早く開きたいということでお答えされていたので、私は既に始まっていると思って、今回の一般質問させていただいたのですが、実行委員会が令和8年3月25日の1週間後ということで、もう4か月を切っておりますので、速度を早めて連携を深めて、とにかくいい記念事業になるように取り組んでいただきたいという思いがございます。

ここから3つ目の質問に入りたいと思います。

先ほど3つ目の質問の答弁で、大島大橋パネル展や宮本常一記念館で行われる旅学講座の部分に対して、もう少し具体的なお話を、それに加えて、商工会、観光協会のPR事業について、もう少し具体的な、どういうことをされる予定なのかをお聞きできたらと思いますので、その詳細

をお答えいただけたらと思います。

○議長（荒川 政義君） 木谷総務部長。

○総務部長（木谷 学君） 記念式典以外にかかる行事等についてということだと思いますが、現在考えているのは、先ほど申しましたが、公的団体への支援については、あくまでも公的団体が主体となって行事を行うなり、PR活動を行うということで、まだ素案の段階のようですので、ここでは大変申し上げにくい状態でございます。

ほかに行事等については、PR活動等については大島大橋パネル展、一応計画しているのは町の4つの公民館において巡回パネル展のようなものがないかと考えております。

それからPR等に当たっては、今回、御厚意により浮島出身のグラフィックデザイナーの新村則人さんに今回の50周年にかかるシンボルマーク、シンボルロゴを作成いただきました。それを活用して広く周防大島町をPRできるような形を公的団体等にもお示しして、また実行委員会においてもそういう形をお示しして、広くPRしたいと、周防大島町のPRをしたいということも含めて対応したいと考えております。

また、先ほど申しました宮本常一記念館での旅学講座においても、そういった関わりを持った行事で、これは広くさまざまな方に参加いただけるような形になるのではと思っております。これは教育委員会主催で対応していただけることなので、そのように考えております。

また、いろいろな各種大規模的なイベントについては、記念の年なので、大島大橋開通50周年記念事業という冠をつけた対応ができればと考えております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 栄本議員。

○議員（4番 栄本 忠嗣君） ありがとうございます。教育委員会が主催といいますか、受け持つPR事業や今のパネル展、巡回型のパネル展ということにつきましては、町のほうで、今、お答えいただきました新村先生のロゴ、デザイン等を使って広くまた連携しながら、それをうまく活用しながらPRしていただくことを今、お答えいただきましたので必要だと思っております。それをうまく活用してPRすることが、また大島大橋、そして周防大島町をPRすることになると考えますが、今の公的団体が主体ということ、例えば商工会や観光協会が主体になるということなので、そこについてもただお任せするだけではなくて、やはりどういう内容をされるのか、そういうことを話し合う場をもって、ぜひ町としてもしっかり把握して、そこと連携しながらPRしていただきたい。

それぞれが開いてイベントはしているけれど何かつながっていないようなことを自分は心配しております。やはり同じイベントをするのだったら、例えばパネル展に行ったら記念式展の案内を手に入れたとか、新村先生のロゴデザインが使ってあって、ここにつながるとか、今度は商工

会のイベントにつながったとか、そういう官民の連携もしながら、団体の連携もしながら、しっかりと記念事業に向かって盛り上げていていただきたいと思います。もう残り4か月を切っておりますので、そちらはお願いであります但よろしくお願ひします。

続いて4つ目の質問について御答弁をいただきましたが、こちらは県の事業であり、県の報道発表によりますと、橋の安全を確保するため老朽化した照明設備をLEDに更新する工事ということで、あくまで安全対策で行われる事業というのは承知しておりますが、報道発表の中に、橋が地域に愛され魅力の向上につながるよう配色機能の追加も予定しておりますとありました。県がこのように魅力の向上につながるようというように、カラフルな配色にしたということで、そこまで県が考えていただいているということは、これを町が活用しない手はないと思います。先ほど町長の御答弁の中でも、観光振興にも使っていきたいということがありました。私はまず、この記念式典にもぜひ活用して、記念事業、記念式典にもライトアップをぜひ活用していただき、そしてこれからまたイベント等に活用していただきたい、それがまた観光振興につながるのではないかと思います。

今まで大島といえば昼のイメージ、日帰りのイメージがあったと思いますが、この夜のライトアップがされるということで、これからは夜のイベント等、工夫が必要ですが、そういうことも実施できるのではないかと思いますので、そちらのほうも町も民間の団体と一体となって、民間の企業と一緒に、知恵を出し合って取り組んでいただきたいと思っております。

これは最後になりますが、藤本町長に、この大島大橋への思いと開通50周年記念事業にかけの意気込みをお答えいただければと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 栄本議員より、この大島大橋の開通50周年の記念の行事についてということで御質問をいただきました。この50周年の式典、そしてこの大島大橋の開通50周年を祝うこの1年の取り組みについて、まず実行委員会をしっかりと立ち上げてということで取り組んでおります。令和8年3月25日が始めということで、栄本議員からも、少し遅いのではというお話もいただいております。実は県、また御協力をいただく学校施設であったり、また先ほど木谷総務部長が話しましたデザイン、シンボルマークであったりそういったこと。またお隣の柳井市、それぞれ内々というか、事前の協議はさせていただいております。ただ実行委員会という性格上、まだ、この実行委員会で協議をしない段階ではお話できないというところがございまして、そのあたり御理解をいただいとと思ひます。

また、この実行委員会が行われるようになりましたら、皆様にもお知らせをできるかというところございまして。

そしてこの大島大橋開通50周年、これは町民の悲願であるこの大島大橋の架橋ということで

ございます。町民の皆様にとりましても、この50年という節目が、ああ、もう50年かという方もいらっしゃる、まだ50年という方もいらっしゃる。そしてこの橋とともに皆様の生活があるわけでございます。

先般、東京大島会が開催をされました。その折に88名の方々に参加をしていただいて、その折にこの橋が50周年を迎えますというお話をしたところ、皆様、感慨深く思い出を語っていただきました。このように、町内の方だけではなくて町外の皆様にもしっかりとPR、そしてお知らせをしていかななくてはなりません。そのためにクラウドファンディングであったり、そしてまた令和8年7月4日の式典、しっかりと成功させないといけないという思いは持っているところでございます。

この式典は、令和8年7月4日土曜日でありますけれども、しっかりと式典を行って、そしてまたそれに関するイベントも行う。そしてまた、県に取り組んでいただいておりますこのライトアップも、令和8年7月4日からさらに大きく行っていただくということを考えているところでございます。

中でもこのライトアップについては、やはり平成30年の大島大橋貨物船衝突事故がありました。県でも船の安全航行、そしてまた大島大橋の大切さということで、ライトアップに取り組んでいただくところであります。このライトアップもしっかりと町でも生かしながら、この16種類の色があるということでございますので、こちらについてもしっかりと活用していきたい。それにはやはり商工会、観光協会、また町の皆さんにも御意見いただきながら、一緒に取り組んでいきたいと思うところであります。

議員御指摘のように、なかなかうまく進んでいないようにお見受けかもしれませんが、しっかりと内部で進めておりますということを御報告させていただくとともに、やはり年度で動いておりますので、なかなか年度が明けるまでは大きな動きができないというところ、そしてまた時間が迫っているというところもありますので、しっかりと我々も動いてまいりたいと思いますので、議員皆様の御協力をぜひともよろしくお願いをしたいと思っております。

大島大橋への思い、そしてこの橋を今、町において、防災も非常に大切になります。橋1本に人流、物流、そして水道もですけれども全てがかかっている。この大島大橋の大切さを見つめることによって、町民の皆様に、また防災の意識もこの機運を高めていただけるように、大島大橋50周年をきっかけに防災にも目を向けていただけるように取り組んでまいりたいと思うところでございます。ぜひとも御協力をよろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 以上で、柴本忠嗣議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 次に、8番、田中豊文議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 8番、田中豊文でございます。よろしくお願いいたします。

今日は、情報公開制度について、運用上の課題と対策ということについてお尋ねをいたしたいと思えます。

先般、情報公開審査会がありまして、そこで指摘がされましたように、なかなか本町におけます情報公開制度、私も随分前からいろいろと指摘をしているところではありますが、基本的な課題があると言わざるを得ないという状況にあります。執行部として、町として、どのような課題認識を持たれていて、今後それをどのような方法で解決し、成果に結びつけていく方針なのか、まずはそのところを概略的な御答弁で結構ですので、最初にお願ひしたいと思えます。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 田中議員の情報公開制度の運用上の課題と対策についての御質問にお答えいたします。

令和8年1月に情報公開審査会から出された答申におきまして、実施機関が指摘された課題は、非公開決定における理由付記の具体性が欠けている点であります。

この答申を受けまして、公文書が不存在と判断される場合も含めて、その理由を具体的かつ丁寧に説明する運用を徹底する必要があると感じております。例えば、文書が作成または取得されなかった経緯や廃棄された場合の状況を明確に記載することが必要であり、申請者が理解しやすい文言で記述することで、誤解や不信感を生まない対応が必要であると考えております。

情報公開担当課であります政策企画課においては、このたびの答申を受けまして、情報公開事務の手引きに公文書不存在により非公開の決定をする場合は、公文書が存在しない具体的な理由を記入することを追記し、情報公開事務の大まかな流れと注意点には、具体的な理由付記の方法を追加するなどして、全職員に周知を行ったところでございます。

また、情報公開条例の運用への理解を促進するために、職員研修を定期的実施し職員一人一人の制度への理解を深めるとともに、過去の事例を教材として活用し、不備の再発防止を図ってまいります。

このたびは情報公開審査会から3件の答申がございましたが、いずれのケースにおきましても非公開の理由付記について指摘がありました。それを踏まえまして、公文書が不存在の場合であっても請求文書の内容、関係する経緯、そして調査の過程を十分に検証し、適切な理由を提示することにより請求者に誠実に向き合える運用を行ってまいります。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 今、町長から御答弁がありましたけれど、情報公開審査会の答申というか、指摘については理由付記もありましたけれど、そのほかにも全般的な観点からの指摘

もありました。それはまた後ほど質問をしたいと思います。

情報公開制度は、非常に地味なというか、私は非常に重要なことだと考えていますけれど、地味なテーマと捉えられているのかもしれませんが、今日は最低限の——時間の限りもありますので全てはできませんが、私は課題が山積していると考えています。その中で二、三点、具体的にお尋ねをしたいと思います。

まず制度自体というよりは、令和7年第3回定例会の議事録を見ているのですが、この議事録が正確なものという前提でお尋ねをいたしますが、この中で1人か2人が1つの部署に対して34回も開示請求をしたのはカスタマーハラスメントに該当するという発言がありまして、これについて執行部は何の御答弁も反論もされていません。

この質問というか、その前提として、この1人か2人が1つの部署に対して34回も開示請求をしたという内容を、特定の何人が何件開示請求したという個別の情報、これは情報公開条例第21条で定める公表する情報に含まれるのかどうか、御答弁をお願いします。

○議長（荒川 政義君） 堀脇政策企画課長。

○政策企画課長（堀脇 国輝君） ただいまの田中議員の質問にお答えいたします。

質問については、令和7年第3回定例会での御発言が情報公開条例第21条にあたる、公表すべき情報にあたるのかどうかという質問であったかと思いますが、単なる数字の公表でありますので、個人情報とかではありませんので、公表できない情報ではないと認識しております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 御答弁の際には、質問を繰り返して言われることは求めませんので、もう質問しているのですから、時間の限りがありますので、あえてまた答弁のときに質問を繰り返さなくて結構です。

今、要するにどういうことなのか、情報公開条例第21条で定める公表情報に1人か2人が1つの部署に対して34回も開示請求した。もちろん毎年広報で各部署に対して何件の情報公開請求がありましたというのは公表されています。これは分かる、それはいいです。そうではなくて、1人か特定の何人かが、何件の情報公開請求をどこかにしたということは、情報公開条例第21条で定める公表情報に含まれるのかということをお尋ねしたので、もう端的で結構なので、含まれるか含まれないかお答えください。

○議長（荒川 政義君） 堀脇政策企画課長。

○政策企画課長（堀脇 国輝君） 情報公開条例第21条でいうところの公表情報には含まれないと考えております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 繰り返しになりますが、何人がどこの部署に開示請求をしました

ということは、情報公開条例第21条で定める公表情報には含まれていないということですが、公表すべき情報ではないものが、こうして議会を通して実質的に公表されているということで、それがしかもカスタマーハラスメントということの問題の前提として、こうやって公表されているので、そこは理解しがたいのですが、公表すべき情報ではないけれど、どういう理由で——この議会に出ているのですから、議員に対して公表したということになると思うのですが、それはどういう理由で公表したということなのか。情報公開条例で定める公表情報ではないけれど、公表したということの理由を教えてください。

○議長（荒川 政義君） 堀脇政策企画課長。

○政策企画課長（堀脇 国輝君） 情報公開条例第21条で定めるところ、通常の公表情報ではありませんが、先ほどの情報自体が秘匿すべき情報、非公開にすべき情報にあたるような、個人情報のような情報ではないことから、質問でそういう数字を答えたり、そういったことは別に非公開にすべき情報ではないと認識しております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） よく分からないのですが、公表すべき情報ではないのに、今のお話では、要するに内部での説明のために情報提供した。こうやって議会を通して外に出ることを前提とせず、内部での説明のために情報提供したということによろしいのか。

○議長（荒川 政義君） 木谷総務部長。

○総務部長（木谷 学君） なぜその情報をキャッチしたかの点については、関係セッションでは、そこはなぜかということとは分かりかねます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） いや、なぜ聞かれたのかということではなくて、なぜ情報公開条例第21条で定める公表情報ではないのに、執行部が説明したのですか、情報提供したのですかということをお聞きした。要するに、内部での事務の執行の内容を説明するために、あくまでも内部での説明のために情報提供したということではないのですか。

○議長（荒川 政義君） 堀脇政策企画課長。

○政策企画課長（堀脇 国輝君） 先ほどの質問の情報については、確か決算審査の場において質問があり、その質問にお答えしたということでもあります。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 要するに、議会を通して出されるべき情報と捉えて情報提供したわけではなくて、あくまでも組織内部での説明のために情報提供した、説明したということで、分かりました。

ここはさらっと行こうかと思っていただけ、えらい時間をとってしまいましたが、もう1点

確認させてください。1人か2人が34回の開示請求をしたという御説明が議事録によるとあるのですけれど、これ1人か2人という説明をされたのか、1人ですか、2人ですかということをお聞きしたいのですが、どちらか分かれば、もう記録がなければそれはそれでいいです。

○議長（荒川 政義君） 堀脇政策企画課長。

○政策企画課長（堀脇 国輝君） 申し訳ありませんが、その辺の詳細な部分については記憶がございません。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） いや、先ほども言いましたけれど、令和7年第3回定例会の内容は、そのカスタマーハラスメントを前提とした情報公開請求に関するものでありますので、今、お聞きしたのは、要するにその34回、2人で34回ならば、1人が17回で、1人が17回ぐらい請求すればカスタマーハラスメントに該当するのかということをお聞きしたかったから、確認したのですが、2人であっても34回の開示請求をしたということが、カスタマーハラスメントに該当するのだということが議会で公表されております。もちろん令和7年第3回定例会の議論は、大阪市の裁判例を引き合いに出して、多量の開示請求で、この大阪市の場合は不当な要求をして、開示請求を通して不当な要求をしたことが違法行為にあたって、損害賠償が発生したという事例なので、そこは正確に町民の方へというか、この議会を通して公表されなければいけない。

この議事録だけを読みますと、結論的に言えば、本町の場合はそういう不当要求等があったという事例をもとに、この議論になっているわけではなくて、単に1人か2人が34回の請求をしたということで、町が損害賠償請求など法的措置と言われてはいますが、法的な対応をすべきであると言われております。

調べてみたら私は、昨年33回の情報公開請求をしております。これ、大部分が教育委員会を対象にしたものですが、これは例えば先ほどの前提で言えば、2人が34回の開示請求をしたのはカスタマーハラスメントに該当するということを踏まえれば、この私の行為というのはもちろんカスタマーハラスメントに該当するものと捉えられますが、執行部としてそういう御見解でよろしいでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 堀脇政策企画課長。

○政策企画課長（堀脇 国輝君） ただ単に請求回数が多いということだけをもって、直ちにカスタマーハラスメントや権利の濫用と見なされるとは、町としては認識しておりません。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 今、権利濫用ということの御答弁がありましたのでお聞きします

が、確認しておきたいと思いますが、情報公開における権利濫用的請求というのは、これはもう常識的な定義としてあると思いますので、具体的にどういうものが権利濫用的請求になるのか、多分5つか、4つかぐらいの定義があると思いますので、それを御答弁いただけますか。

○議長（荒川 政義君） 堀脇政策企画課長。

○政策企画課長（堀脇 国輝君） 情報公開の権利の濫用についての定義でございますが、情報公開法や本町の情報公開条例には、権利濫用の定義について明文化された規定はありませんが、総務省のホームページや各裁判例、各地方自治体の審査回答者ガイドラインなどを参考にいたしますと、形式的には開示請求権の行使であっても、その目的や対応が制度の趣旨を著しく逸脱し、行政機関の事務を不当に停滞させるなどの著しい弊害を生じる場合に認められるとあります。具体的には社会通年上相当とは認められない頻度で大量かつ不適正な開示請求を繰り返す行為、また暴言、威圧的な態度、開示文書の未閲覧、同一文書の執拗な請求などは権利の濫用と、判断され得ると認識しております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 私は、そういうことにならないように、なるべくメールとか文書で執行部に対しては照会等をかけております。情報公開制度は文書でということになるので問題ないのですが、そういう不当要求的な、恫喝とかそういう行為も含めて、そういった事例が本町ではあるということによろしいのか。

○議長（荒川 政義君） 堀脇政策企画課長。

○政策企画課長（堀脇 国輝君） 現状、周防大島町ではこの権利の濫用の定義に該当する案件というのは発生しておりません。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 令和7年第3回定例会の議事録を見ると、結論的に、そういう回数を重ねた情報公開請求がカスタマーハラスメントであり、人としていかがなものか。そういう人には損害賠償請求も含め町はしっかりと正していく姿勢を示すべきであるという認識が、今、議会を通して広く伝わっているということで、私は裁判に慣れているからいいのですが、実際に情報公開請求をしている方からは、いつ訴えられるのだろうか。町から訴えられるようなことになれば、なかなか手間も、時間も、費用面ももちろん大変な負担になる。さらには町から訴えられたということが報道でもされたら、この町に住みにくくなるという可能性もあることで、非常にショックを受けておられる方も実際にいらっしゃいます。睡眠不足になって仕事に支障が出ているということもお聞きしておりますが、議会での発言というのは結局、そういう信憑性を持つこととなりますので、今日は令和7年第3回定例会の内容をきちんと、今、大分言ってもらいま

したけれど、修正していただきたいと思います。

本当、一旦情報が出てしまうと、それを訂正するという事は非常に難しく、私も実際にそういう情報公開の専門的機関にも聞いたりしてみたのですが、令和7年第3回定例会の内容は結構説得力があります。あなたが――私が、カスタマーハラスメントにあたらぬと言うのなら、それはあなたが立証しなさいというようなことまで言われたという事実もあります。

先ほどからの答弁も踏まえて、権利濫用的請求というと、漠然としたカスタマーハラスメントということにあたる。だから情報公開請求、その回数でそういうことを言われると、非常に情報公開請求をする人にとっては、与えられた権利でありながら、正当な権利でありながら、なかなか情報公開請求をしにくくなるという萎縮効果を与えてしまうということにもなりかねませんし、実際になっている。最後にとにかく、この件についてはもう1回、執行部としては、回数だけで権利濫用にはあたらぬ。権利濫用の定義も先ほど総務省の見解をもとに御答弁されましたけれども、町としてきちんと、町民の方に分かるように具体例などを通して、こういうことは権利濫用的請求で不当行為になりますということは、きちんと伝えなければいけない。令和7年第3回定例会を通じた情報があるからこそ、改めて町として正確な情報を町民に伝えなければいけないと思いますので、その辺のことをホームページとか、広報とか、今日のこの議論もそうですけれども、町民に対して何らかの形で周知するべきだと思いますが、その辺についてお考えをお聞かせください。

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午前10時28分休憩

.....

午前10時40分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。木谷総務部長。

○総務部長（木谷 学君） 権利の濫用についてでございますが、これについては、どのようなことが権利の濫用というものにあたるのか、このことの周知については、前向きに検討してまいりたいと思います。

ただ情報公開の請求があったときの対応については、非常に多くの時間を要していることが事実でございます、これは町のみならず関係機関、これは病院事業も含めまして、そういったところで、非常に対応については苦労しているところが事実でございます。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 前向きに検討だけで、止めておいてほしかったですけど、今、木谷総務部長が言われたのは情報公開に時間を要しているので苦労していると、これは暗に、あ

まり情報公開請求をしてくれるなというように聞こえるのです。

最初の話に戻ります。もう1回御答弁お願いします。

○議長（荒川 政義君） 木谷総務部長。

○総務部長（木谷 学君） 先ほど堀脇政策企画課長が答弁しましたように、請求が、件数が多いことで、権利の濫用という認識はございません。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 次の質問に移りますけれど、情報公開請求をした場合に文書を特定することが必要です。

これは一般町民の方にとっては、行政がどういう手続をして、どういう文書を持っているかというのは全然分からない。今ようやく文書目録が公表されましたけれど、これを見ても、細かい文書、どういう文書が手続の中で発生しているのか、残っているのか、記録されているのかというのは全然分からない話で、そういう中で、一般町民の方は、情報公開請求をする。そこで重要になるのが、文書を特定する作業になります。

こういう文書があるから、こういう文書を請求しますということを、ここはやはりコミュニケーションを図らないと実現できない話で、これも情報公開制度の中では常識的な話で、それが本町の場合は、開示請求をしたら、こういう文書だろうということを執行部が判断して、バンと開示決定を打ってくるというようなことで、そのコミュニケーションが不足しているからこそ開示された文書を見て、いやこれではないとか、もっとこういう文書が必要だということが発生してくるので、回数も増えてくるという実態もあることは、よく認識しておいていただきたいと思います。

これも常日頃言っているのですが、なかなか改善されない。部署によってはきちんと対応してくれるところもありますけれど、できないところもある。ここら辺を制度として確立して、文書特定のためのやり取り、コミュニケーションがしっかり図られるように、間違いないというようなものでも一旦、これでいいですかという念押しはやはり必要だと思うので、その辺の制度化に向けた検討をしていただけるかどうか、仕組みですけれど、中の仕組みの話なので、中で徹底すればそれで済む話ですけれど、そこら辺について執行部として、所管課として、どういうふうにお考えか御答弁お願いします。

○議長（荒川 政義君） 堀脇政策企画課長。

○政策企画課長（堀脇 国輝君） 文書の特定についてであります。現在、情報公開事務の職員マニュアルでございます情報公開事務の大まかな流れと注意点について、という職員用の情報公開の事務マニュアルがあります。

その中で文書の特定について、請求者の立場になって聞き取りを行うよう記述しております。

また、これについては庁内掲示板や幹部会議を通じて、こうした情報公開の手引や、情報公開事務の大まかな流れと注意点について、といったマニュアルをよく確認して、適正な情報公開事務処理を行うよう、職員に周知をしております。

今後についても請求者への確認を怠らず、マニュアルなどをよく確認して、適正な情報公開事務を行うよう職員に周知徹底をしていくとともに、確認での研修の開催や、またそういった適正な情報公開事務が行われておらず、不備があると認められるような場合は、そういった部署には、随時個別に情報公開担当課からも、指導を行ってまいりたいと考えております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） それでは、最初に町長から御答弁がありました情報公開審査会の答申の内容についてですが、もちろん理由の付記を適正にこなさいという指摘もありましたけれど、もう1点、情報公開に関する職員の意識改革を強く求めるという指摘もありました。

これについては、まさにそのとおりでと思うのですが、よく指摘していただいたと思いますけれど、これについての受け止め、それと具体的対策、研修とか周知徹底とかいう答弁はしないでください。今まで、それもやってきたことで、できてないのですから新たにどういうことをして、対策をしていくのかというような答弁をお願いします。

○議長（荒川 政義君） 木谷総務部長。

○総務部長（木谷 学君） 先ほど堀脇政策企画課長も答弁で申しましたが、職員に周知する手段として情報公開の流れと注意点というのがあるのですが、その中で、このたびの通知を受けたところの内容について事細かく対応するように記しております。その内容について、情報公開審査会においての対応については、ここに記しておりますので、周知徹底を図っているというところでございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） マニュアルに書いて、それが徹底されるのなら、こういうことにはなっていないはずで、それを周知徹底するためにどういう方策をとりますか、どういう仕組みをつくりませんか。教科書があってもそれを結局読まないということなのです。読まないし、実行もしないということでもありますので、じゃあそれを実行させるために、所管課として、どのような対策を取りますかということをお聞きしたのです。

今ここで、このようにしますよということが言えないのであれば、いついつ頃までに、その対策方針をまとめて公表するなり、対策を講じますということだけは、ここで御答弁してください。

○議長（荒川 政義君） 堀脇政策企画課長。

○政策企画課長（堀脇 国輝君） 今、田中議員がおっしゃられるように、職員マニュアルについて周知の徹底をしておりますが、なかなかそれでも不備が出てきたりしておるところでございま

す。

それについては、先ほども申しましたように、まずは、そういったマニュアルに書かれている事務処理が適正になされていないところについては、個別に情報公開担当課として責任を持って、個別に指導を行ってまいりたいと考えております。

それ以外のことについては、まだどういった方策があるかというのは考えておりません。いつまでにといいことも言える状況にはありません。

しかしながら、せっかく今年度稼働し始めた情報公開検討委員会もありますので、そういったところでも、引き続き検討はしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） これは関連してということですが、一般の町民の方にとっては、町のやることは、正しいという前提です。今言われたように、文書の特定ができていなくても仕方ないな、そうなのだろうなと思って受け入れざるを得ない。だから本来の情報公開制度はこういうものだと、そうでないと、個別に指導するといっても、請求した側から、これはおかしいのではないですかということの指摘がないと、個別指導もできません。

だから、そういうことを一般に広く社会に周知していかないと、その問題点も明らかにならないと思いますので、確かに個別指導も有効だとは思いますが、その前提として、やはり正しい情報公開、先ほどからの話になりますけれど、制度の周知徹底というのが、外に対しても必要になってくると思いますので、それも含めて今、検討委員会ができて、それで制度について検討されるということなので、その検討委員会ができたことも、きちんと社会に知らしめて、出す側ではなくて制度を使う側、いわゆる町民側の立場に立った制度運用ができるよう、改善をしていっていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

次のこれも全部質問できないと思いますが、録音データの問題についてお尋ねをいたします。

まず、先般の情報公開審査会では、録音データは公文書ではありませんという見解が示されております。本町の中、内部やほかの市町にもお聞きしたりしたのですが、本町の中でもほとんどの課は、部署は、録音データというのは議事録を作成するための録音データということに限定して議論させていただければと思いますが、ほとんどの部署は議事録が完成した段階で、録音データを破棄しています。公文書ではないという扱いです。

ところが、ある部署は公文書として保存しています。公文書の位置付けで保存してある。議事録が完成しても保存してある。ある部署はケース・バイ・ケース、公文書として保存する場合もあるということで、まずこの庁内で統一ができていない。

私は録音データも公文書であるという認識で質問しているのですが、まず庁内で位置付けが統

一されていないというのも、非常に不思議なことではあるのですが、この公文書にあたらないということは、どこで規定されているのか。条例のどこか——例規において、どの部分で公文書にあたらないというのが判断できるのか。統一されていないので、そういうのはないのかもしれませんが、もし規定されているものがあれば、お答えいただきたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 木谷総務部長。

○総務部長（木谷 学君） 録音データの保存のことについてですが、これは文書管理規程になるかと思いますが、これについて本町の文書管理規程に、電磁的情報の規定がございませんという状況でございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 文書管理規程には、電磁的記録が公文書として規定されていないからということなのでしょうけれど、それであれば、その録音データを公文書として保存しているところの所管は、どういう規定に基づいて保存しているのでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 木谷総務部長。

○総務部長（木谷 学君） 例規によって定められておれば、電磁的記録も公文書という扱いになろうかと思いますが、限られたものになろうかと思います。

大半については、そういう規定はないと記憶しております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 例規って部署ごとにあるものではないと思うのですが、今の御答弁は理解できないのですが、要するに、先ほど文書管理規程には、規定されていないから録音データは、電磁的記録は、公文書ではないという御答弁だったと思うのですが、情報公開条例の公文書規定では電磁的記録も含まれている。これは文書管理規程は、どちらかといえば内部の規程です。

町民の権利、利益に関することは、情報公開条例で定められていて、そこには電磁的記録はきちんと公文書として定められている。条例で公文書として定められているのに、文書管理規程で公文書として定めていないから、これは公文書にあたらないという理屈は、庁内では通っても、町民に対しては通らないのではないですか。

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午前11時00分休憩

.....
午前11時04分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。堀脇政策企画課長。

○政策企画課長（堀脇 国輝君） 録音データ等について、情報公開審査会において御指摘があり

ましたが、録音データ等が公文書かどうかの定義について、情報公開条例に基づいて認識を説明させていただきます。

まず、情報公開条例第2条第4号に公文書の定義といたしまして、電磁的記録も含まれております。それに類するものも含んで、当該実施機関が管理しているものと定義されております。

この当該実施機関が管理しているものとは何かということになりますが、それについては、作成または取得した職員個人の段階のものではなく、組織として共用文書として管理されている状態。当該実施機関の組織において、義務上必要として利用または保存されている状態のもの。これが、当該実施機関が管理しているものとして定義されるものであると思います。

組織共用文書か否かの判断基準については、その文書の作成や取得の状況、文書の利用状況、また保存や廃棄の状況など、そういったものを総合的に考慮して、実質的に判断することになるかと思います。

具体的な例で申しますと、議事録の作成を外部に委託するために取得されたような場合や、職務命令として録音した場合というのは、これは組織共用性も認められ、同じ部署内全員が共用できる共用フォルダ等にデータが置かれている場合も含まれますが、そういった場合は組織共用性があると認められて、公文書と判断される可能性が高いと思います。

逆に、担当職員が報告書等を作成するために、個人的に取得し利用した録音データ、そして保存についても個人のパソコンに保存されていて、ほかの職員が全く共用していないような状態の場合は、組織共用性がないと認められ、公文書にはあたらないと考えております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 私の質問を先取りしたような御答弁でよく分かりました……よく分からないですが、先ほどは文書管理規程にはないから公文書ではないという御答弁があつて、今、情報公開条例では録音データは公文書として規定されているが、実施機関が管理しているもので、組織共用性があるものでなければ公文書ではないというような、要するにそういうことだろうと思います。

そのの所管課によって、そのの判断をされるということになるのですか。

○議長（荒川 政義君） 堀脇政策企画課長。

○政策企画課長（堀脇 国輝君） 公文書にあたるかどうかの判断の第一義的な判断については、文書がどういったものが一番分かるのは、担当課になりますので、担当課がまず判断することになるかと思います。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 担当課が判断するとかそういったことは、一般町民の方には全く分からない話で、要するに、執行部は録音データは基本的に公文書ではないと言われるのでしょうけれど、実施機関が管理して組織共用性があるかどうか、町民の方には分からない話で、例えば、公文書として保存する所管に開示請求をすれば、録音データは開示されます。

組織共用性がないなどとして、公文書にあたらぬという判断をする課に請求したら、録音データは非開示ですということに、そういう統一性のない運用になりますが、条例を見てもそんなことどこにも書いていません。

そうであれば、執行部がそういう判断をするのなら、それはきちんと条例に基づいて、条例に基づいてというか、条例とともに町民の方に周知徹底をしなければいけない話、情報提供をしなければいけない話です。そこら辺をどう考えますか。

○議長（荒川 政義君） 木谷総務部長。

○総務部長（木谷 学君） 共用文書か否かの判断については、それぞれの課によって、要するに整理の仕方なり、考え方というか、ものよると思いますが。あくまでも文書の作成や取得の状況だとか、利用の状況、またいろいろな廃棄等々も含めた保存とか、状況というのはそれぞれ——俗に言う会議においても、メモ的にそういったものを録音をして、要するに会議録なりを作るために、そういうものを保管のものとして保存しているものが、実は大半だと思っております。

ですから、その記録を保存しておく必要があるという判断は、それぞれの課によって対応がまちまちであろうかとは思いますが。

このことについては、どのように整理をしていけばいいかというのは、検討課題とは思いますが、現状ではそういうことをございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 参考までにお聞きしておきますけれど、ある所管に開示請求をしたら、もう議事録作成が完成していますから破棄しました。文書不存在ですということ、そういう決定を受けましたけれど、その議事録を作成するまでの間であれば、録音データは開示されるということになると思うのですが、裏を返せば、その議事録を作成する期間というのは、町民の方には全く分からない話で、たまたま議事録が3月30日に完成するとして、3月29日に開示請求をすれば、録音データは公文書として開示されます。

4月1日に開示請求をすれば、文書不存在で非開示ですよということになるのですか。

○議長（荒川 政義君） 堀脇政策企画課長。

○政策企画課長（堀脇 国輝君） 議事録が作成されるまでの間に、音声データの開示請求があれば認められる、議事録作成までは公文書だということではなくて、それは録音データを取ったと

きから、録音の状況とか、それが上司の指示があつて取ったものか、あるいは保存したときにはほかの職員と共用しているか、そういった組織共用性が、あくまで組織共用性があるかないかで、公文書か公文書でないかの判断をすることになると思いますので、どこの段階から公文書になるとか、どこの段階では非公開という認識ではございません。

○議長（荒川 政義君） 田中議員、時間です。

○議員（8番 田中 豊文君） 最後一言、全く理解できませんけれど、最後にもう1点最初の話、開示請求の回数をもって、それだけをもって、情報公開の請求を何回したということだけをもって、回数が多からということをもって、カスタマーハラスメントにあたらないということを、もう1回確認のために御答弁をお願いします。

○議長（荒川 政義君） 堀脇政策企画課長。

○政策企画課長（堀脇 国輝君） 情報公開の担当所管課の課長として申し上げます。単純に情報公開の請求回数が多いということをもって、それだけをもって、情報公開の権利の濫用やカスタマーハラスメントというものに該当するとは、そういう認識は持っておりません。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 以上で、田中豊文議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 次に、1番、占部智子議員。

○議員（1番 占部 智子君） 議席番号1番、日本共産党、占部智子です。よろしく申し上げます。

1、上関中間貯蔵施設建設計画について、①原発関連施設の安全性について。この間数々の原発関連施設の不正や事故やトラブルがありますが、中でも、浜岡原発の審査の過程でのデータの不正操作が最も深刻です。これは内部通報により発覚しています。

原子力規制委員会は、この不正を安全規制に対する暴挙、捏造、または改ざんにあたると厳しく批判しています。

しかし、そのことを、原子力規制委員会が、内部通報があるまで見抜けなかったということについて、どのようにお考えですか。このような体質の電力会社が、立地は可能であると判断していますが、周防大島町民の安全・安心は100%守られるとお考えでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 占部議員の上関中間貯蔵施設建設計画についての1点目、原発関連施設の安全性についての御質問にお答えいたします。

原子力規制委員会や電力会社の体質につきまして、所見を述べる立場にありませんのでお答えは控えさせていただきたいと思いますが、どのような施設、組織であっても、法令や規則等に基

づき適正に運営されるべきものと考えております。

○議長（荒川 政義君） 占部議員。

○議員（1番 占部 智子君） 令和8年3月11日で、東日本大震災、福島原発事故から15年がたちました。この間、報道などで改めて原発事故が収束していないことを思い知らされました。

原発事故は、命や健康はもちろん、長年住み慣れた家も、故郷も、土地も、コミュニティも、なりわいも、様々なものを失います。そして15年たった現在も、2万人を超える福島県民が、県内外に避難しています。安全・安心が100%守られるかどうかにかかわる理由はここにあります。

たとえ、1%の危険性でも、事故が起きれば取り返しのつかないことになるからです。関西電力株式会社の当初の計画では、中間貯蔵施設に2,000トンの使用済み核燃料を貯蔵すると想定していました。これは、広島に落とされた原爆の死の灰6万発分に相当します。

仮に、事業計画がこの規模より小さいものが出されたとしても、危険であることには変わりありません。事業計画が出されていないので判断できないという答えを、今まで何度も聞いていますが、その理由は何でしょうか。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 占部議員の御質問であります。第1に、周防大島町を守るものとして、住民の皆様の安心・安全、これが一番大切になってくるということは、常に念頭に置いて考えておるところでございます。

ただ、占部議員がおっしゃるのが、判断材料がない、事業計画が出ていないからということで繰り返し言っているということですが、やはりこの計画について、今のところ、事業計画というものが出てきていない状況であります。どのようなものが、どのような形で計画をされているのか。それも、今まだ明確なものが出てきていないということでもありますので、それについての判断材料がないので、判断をする時限にございませんということをお答えしているというところがございます。

○議長（荒川 政義君） 占部議員。

○議員（1番 占部 智子君） では、1の②の質問をします。

周防大島町西方の活断層について。伊予灘北部、国東半島沖から上関町の長島沖を経て屋代島に至る海底活断層の陸域部に相当する周防大島町西方で、ボーリング調査とトレンチ調査を行った結果、壁面には地層を大きく変形させる活断層が掘削されました。

このことについて、どう受け止め、上関や周辺1市3町、そして県に対して、どのような働きかけをしようとお考えでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 木谷総務部長。

○総務部長（木谷 学君） 占部議員の上関中間貯蔵施設建設計画についての2点目の西方の断層についての御質問にお答えいたします。

このたびのトレンチ調査で発見されました断層につきましては、今後詳細な調査・分析が行われるものと承知しております。調査・分析結果につきましては、国や県及び周辺自治体と共有してまいります。

○議長（荒川 政義君） 占部議員。

○議員（1番 占部 智子君） 令和8年2月27日に、周防大島町西方の東和グラウンドから歩いてすぐのところで、産業技術総合研究所による活断層調査一般公開があり行ってきました。町にも連絡が入っていたそうですが、防災にも関わることなのでどなたか参加されましたか。

○議長（荒川 政義君） 梅木総務課長。

○総務課長（梅木 義弘君） ただいま、占部議員からありました、令和8年2月27日と28日の2日間にかけて公開が行われたかと承知しております。そこには防災班長、防災の担当者と総務課長であるわたくしが参加をして、現地を見学しております。

その際、調査の大本であります産業技術総合研究所の代表者ともいろいろ協議、お話をさせていただいて、今後どのようなことをするというようなことも聞いているのが現状でございます。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 占部議員。

○議員（1番 占部 智子君） この断層帯は国東半島沖から上関町の長島沖を経て安芸灘や斎灘に続く可能性があるようですが、海底活断層だと直接見ることはできませんが、陸域部なので直接見る事ができて迫力があり、恐怖もあり、改めて防災の重要性を考えさせられました。

この件は、現地である周防大島町が主体となって、県や1市3町に対して、この事実を発信していくべき問題だと思いますがいかがでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 梅木総務課長。

○総務課長（梅木 義弘君） 今般の西方で発見された地層につきましては、既に県とも情報共有しておりますし、産業技術総合研究所、それから国とも情報の共有は済んでおります。

今後は、先ほど木谷総務部長からの答弁にもありましたように、今後詳細な分析・調査が行われるという情報も聞いておりますので、そういった調査結果等については、逐一報告を受けることになっておりますので、それを基に県なり国なりと、そこに対する防災対策というところも検討していくことになろうかと思っております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 占部議員。

○議員（1番 占部 智子君） 地震大国日本です。まだまだ未知の活断層もあると思われます。

周防大島町民の安全・安心を守る立場で、上関中間貯蔵施設建設計画について事業計画が出されるのを待つとか、国や中国電力株式会社が説明すべきものなど受け身ではなく、主体的な行動を起こしていただけることを強く要望して、この問題の質問を終わります。

2番目の質問です。周防大島観光交流センター（仮）の建設計画について、①費用対効果について、人口減少が進む中、町もJAなどほかの団体も、施設の統廃合を進めています。

空いている建物がどんどん増える中、国からの補助金があるとはいえ、わざわざ土地を購入して新しい建物を建てるということは、時代に逆行し、施設の維持管理費や最終的には解体費まで含めると、将来の町民に大きな負担をかけるのではないかと懸念しますがいかがでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 松村産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（松村 浩君） 占部議員の周防大島観光交流センター（仮）の建設計画についての1点目、費用対効果についての御質問にお答えします。

本町の観光交流拠点の充実を図るため、情報提供拠点の整備が必要であると私どもは考えております。

観光交流センターの整備につきましては、町の財政負担が大きくならないよう、国の補助金の活用や過疎債等の有利な財源を活用して、進めてまいりたいと考えております。

○議長（荒川 政義君） 占部議員。

○議員（1番 占部 智子君） 緊迫が続く中東情勢、イランによるホルムズ海峡の封鎖問題で、ガソリン価格の高騰が予想されます。ガソリンだけではなく、多くの商品の物価が上がるでしょう。現時点で、周防大島観光交流センター（仮）の予算規模が明確でないというのも驚きですが、決まっていたとしても、ただでさえ物価高騰や人手不足があり、今後は資材も不足する可能性があります。どこまで建設費が高騰するか想像が付きません。一旦、白紙撤回するべきだと思いますがいかがでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 前崎商工観光課長。

○商工観光課長（前崎 好恵君） 占部議員の御質問にお答えしたいと思います。

先ほども申しあげましたように、本町の観光交流拠点の充実を図るためには、情報提供拠点の整備が必要であると考えておりますので、撤回をするつもりは現在はありません。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 占部議員からの質問についてでありますけれども、この周防大島観光交流センター（仮）、こちらは、合併の頃から総合計画に情報提供拠点の整備が必要ということで、ずっとあげられているものでございます。

よって、町にとっても、これは必要な施設ということで認識をさせていただいております。広

く、総合的に判断していかないといけないことであるのですが、何より、総合計画に沿ったものということで、努めているということでございます。御理解をよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 占部議員。

○議員（1番 占部 智子君） ②ですけれども、予定地で建設する必要性について、インターネットの時代、情報はネットでいくらでも検索できます。住民の方の交通事故や交通渋滞への不安をおしてまで、この場所に建設する必要性は何ですか。

既存の施設、例えば道の駅などの有効活用をしないのはなぜでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 松村産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（松村 浩君） 占部議員の周防大島観光交流センター（仮）の建設計画についての2点目、予定地で建設する必要性についての御質問にお答えします。

現在のふるさと館は久賀にありますが、老朽化が進み、また狭小であることから、情報発信等の拠点に求められる機能が十分に発揮できていない状況です。また、本町の玄関口でございます大島大橋から近い箇所から順に、候補地選定を進めていき、国道437号線沿いで渋滞等を避けるため、下り車線側に候補地を選定いたしました。

観光案内をはじめ、最新情報やきめ細かな情報の提供、町内に少しでも長く、より多くの箇所を周遊してもらい、島全域への周遊効果を図る取り組みを推進してまいりたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 占部議員。

○議員（1番 占部 智子君） 交通事故の懸念もあります。先日もまさに予定地前で車が突っ込む事故が発生したばかりです。近所の住民の方も、車両の出入り、エンジン音、ドアの開閉音、多くの方々が入り出すなど、プライバシーが侵害され、心理的苦痛となると訴えています。

何か行事があれば帰宅ラッシュで大渋滞となり、私自身も三浦に入ったあたりから渋滞に巻き込まれ、30分ぐらい余裕を持って家を出たにもかかわらず、電車に間に合わなかった経験があります。それに加えて新しい施設ができれば、渋滞も交通事故もさらに増えることが懸念されます。

念のため伺いますが、現時点で土地の購入や仮契約はしていませんか。

○議長（荒川 政義君） 松村産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（松村 浩君） していません。

○議長（荒川 政義君） 占部議員。

○議員（1番 占部 智子君） 現在の久賀ふるさと館の建物の状態がそれほど逼迫しているわけではないと、委員会を傍聴した際聞いています。観光施設自体を否定するものではありませんが、住民の安全・安心を犠牲にしてまで実現させるものではないと思います。

全員協議会でも、いろいろな方面からの質問や意見が出され、本計画に反対意見もありました。

現在の計画を一旦白紙に戻し計画の見直しがされることを求めて、この質問を終わります。

3番目に、高すぎる水道料金について、柳井地区広域水道促進協議会の要望事項に対する県回答要旨確認書について。

昭和57年12月6日の文書ですけれども、柳井地域広域水道企業団を設立する際に、山口県と確認書を取り交わしています。そこには、県としても全体的に見て、柳井地域のみが特別高い水とならないよう配慮すると書かれています。この確認事項をどう受け止めていますか。

山口県議会、令和7年11月定例会一般質問において、藤本県議より、上記確認書を示して、柳井地域の水道料金は特別高い水となっていますが、県の認識をまずお尋ねします。資料のとおり、柳井地域の水道料金が特別高い水となっていることは明白です。県は、柳井地域の水道事業者への補助を増額すべきですが、お尋ねしたいと思いますと質問しています。

県の環境生活部長の答弁は、柳井地域の水道料金は、弥栄ダムからの遠距離導水などによって高料金となっていることから、県では、1市4町の水道料金の上昇抑制を通じて、県内の料金格差の拡大を抑えることを目的に、必要な支援を行っています。また、各市町から、県による水道料金安定化対策に係る支援の継続について要望が行われていることを踏まえ、現行の補助制度を適切に運用しているところですよという回答でした。

先ほどのこの確認書を踏まえて、県に対して、現行補助金の継続の要望だけではなく、料金引下げのための補助金拡充の要望をする考えはありませんか。今現在、平均価格の1.5倍よりも多い状態に、この柳井地域はなっています。

○議長（荒川 政義君） 木谷総務部長。

○総務部長（木谷 学君） 占部議員の高すぎる水道料金についての御質問にお答えいたします。

昭和55年4月21日、当時の柳井地域の10市町は、水不足の抜本的解消を目的として、柳井地域広域水道促進協議会を設立いたしました。

協議会の要望活動を受け、山口県との間で交わした確認書において、柳井地域のみが特別に高い水道料金とならないよう配慮するとの御回答をいただいておりますことは、議員の御質問のとおりでございます。

この経緯を踏まえ、山口県には、弥栄ダム建設負担金への支援、遠距離導水建設に対する財政支援、高料金対策の補助金制度の創設など、多岐にわたる御支援をいただいております。

そして、令和5年度からは、水道料金安定化対策費補助制度により、水道料金が著しく高い本地域の市町に対し、補助金が交付されております。

令和7年度は、柳井地域広域水道企業団全体で約3,600万円の交付が予定されており、そのうち本町の水道事業分に対しては約1,400万円が交付される見込みでございます。

また、今回の水道事業の経営統合に際しては、財政面のみならず、企業団への県職員派遣など、

人的支援もいただいているところでございます。

今後の水道料金については、将来にわたり、安全・安心な水道水を安定的に供給することを前提に、将来の施設更新需要や収支の見通しを踏まえ、企業団において適切に設定されるものと認識しております。

こうした状況から、企業団及び県との連携は、これまで以上に重要であると認識しております。

本町といたしましては、企業団が行う本町水道事業の経営状況を的確に把握しつつ、1市4町で連携を図りながら、県に対し本地域の水道事業への継続的な支援を引き続き強く要望してまいります。

○議長（荒川 政義君） 占部議員。

○議員（1番 占部 智子君） 約2年前に行った日本共産党周防大島町委員会のアンケートで、複数回答ありでしたが、町に力を入れてもらいたい施策のトップが、上下水道代などの公共料金引下げでした。IターンやUターンの方からも、あまりの高さに驚いたという声はよく耳にします。でも、弥栄ダムからの遠距離導水や人口減少のため、仕方がないという諦めの声もよく耳にします。

しかし、もともと建設時から特別高い水になることが予想され、県としても全体的に見て、柳井地域のみが特別高い水とならないよう配慮するという確認書を取り交わしているのですから、諦めることなく水道料金引下げのための県の補助金拡充を強く求めていただきたいと思います。そのことを要望して、この質問を終わります。

以上で、質問を終わります。

○議長（荒川 政義君） 以上で、占部智子議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 次に、5番、岡崎裕一議員。執行部からの答弁は午後からにしますから、質問だけしてください。

○議員（5番 岡崎 裕一君） 議席番号5番、岡崎裕一でございます。一括質問、一括答弁方式でお願いいたします。よろしくお願いたします。

はじめに、農業者健康管理センターの空調設備についてお尋ねいたします。近年の猛暑は尋常ではなく、農産物においても熱波による被害が多発しており、人の健康への影響も深刻です。

特に、7月中旬から9月中下旬にかけては、夜間でも体育館での体感温度は40度を超えているような状況となり、極めて危険な状況となっております。

本町のスポーツ振興計画では、スポーツ施設の改修や総合型地域スポーツクラブの支援を掲げ、町民一人一人がスポーツに親しみ、誰もがいつでも気軽に取り組める環境づくりを目標としています。

さらに、2025年から2034年までの第2期計画では、競技スポーツに限らず、健康づくりや余暇活動としての身体活動、さらには大会運営などのコミュニティ形成も含めた幅広いスポーツ活動を推進するとされています。

しかし、現状では農業者健康管理センター内の暑さが深刻であり、窓を開けても気温はほとんど下がらず、卓球などの風の影響を受ける競技では窓を開放できません。また、2階の窓は、足場が悪く開閉時には危険が伴います。

当施設は年間延べ9,000名が利用しており、年間利用計画もほぼ埋まっている状況です。多くの町民が利用する重要な施設でありながら、猛暑下で安全に活動できる環境が整っていないのは大きな課題であると考えます。

そこでお尋ねします。農業者健康管理センターへの空調設備設置について、1. 設置を検討する場合の条件や基準は何か。2. 今後の整備計画に位置付ける考えはあるか。以上についての御見解をお聞かせください。

続きまして、中山間地域等直接支払事業についてお尋ねします。周防大島町農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画では、過疎化、高齢化の進行に伴う耕作者の減少、農用地、水路、農道などの地域の保全管理に対する担い手農家の負担の増加が懸念されているため、地域の共同活動における支援が必要である。また、大島地区、久賀地区、東和地区においては、特定農山村地域に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正するための取り組みを行うことが必要であるとあります。

この取り組みが、中山間地域等直接支払事業であり、本年度より、私の地元である久賀白石自治会で取り組みを行ってみました。しかしながら、実際に手続を進める中で、申請や書類作成などの事務手続が非常に煩雑であり、相当な労力を要しました。

幸いにも、当自治会には対応できる人材がおりましたので実施できましたが、地域によっては難しい場合もあろうかと思えます。制度の活用が困難となることが懸念されます。

今回、事業実施にあたっては、農林水産課の皆様にも多大なる御負担をおかけしましたことに、まずはこの場をお借りして感謝申し上げます。本当に大変お世話になりました。

そこでお尋ねいたします。本事業について、本年度予算内では多少減額となっておりますが、本制度の周知は現在どのように行われているのか、申請手続の簡素化や地域の事務負担を軽減する取り組みは可能であるか、この2点についてお聞かせください。

さらに、本制度の意義について申し述べます。各自治会では、道づくりや環境整備などを限られた予算の中で何とかやりくりしているのが実情です。本制度では、作業に対する日当や機材レンタル費用などが支給されるため、地域の負担軽減につながっております。

これまで同じ人ばかりが作業に駆り出されているといった不満の声もありましたが、本制度の

導入により、一定の公平性が確保され、地域内の不満も軽減されたように感じています。

また、荒廃園や放任園の整備、枯草除去による防災対策、山火事延焼などの防止、避難経路の確保など、防災面でも高い効果があり、地域が目に見えて活性化し始めております。自治会員同士の関係性もより良好になったと感じております。

このように、地域活性化、防災、環境美化の観点からも大変有効な制度でありますので、ぜひともより利用しやすい制度となるように改善を御検討いただきたいと強く要望いたします。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 答弁は午後からにいたします。

暫時休憩します。

午前11時50分休憩

.....

午後 1 時00分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。執行部より答弁を求めます。星野教育長。

○教育長（星野 朋啓君） 岡崎議員の農業者健康管理センターの空調設備についての御質問にお答えいたします。

周防大島町農業者健康管理センターは、昭和60年3月に竣工し、40年を経過する体育施設であります。子どもから大人まで幅広い年齢層の方々に利用されております。

今現在、町内における体育館は、学校体育館8施設、地区体育館3施設、総合体育館、B&G海洋センター体育館、農業者健康管理センターの計14施設となっております。このうち空調設備が整備されているのは、久賀地区の周防大島中学校、橘地区の島中小学校、大島地区のB&G海洋センター体育館の3施設となっております。

来年度以降の社会教育課所管の施設改修計画では、各施設の照明LED化改修を最優先として実施する予定としております。

農業者健康管理センターや空調設備未設置の体育館への空調整備については、今のところ計画の予定がございません。このため、個別の施設にかかる検討の条件や基準は設定しておりません。

スポーツ活動の推進を今後もしっかり考えていきますが、町の財政状況等も踏まえながら、社会体育施設や学校施設の再編の状況、これらを見据えつつ、施設の適正配置や効率的な維持管理という観点も含めて、将来的な施設のあり方を検討していく必要があると考えております。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 岡崎議員の中山間地域等直接支払事業についての御質問にお答えいたします。

本制度の直接支払交付金は、平成12年度から開始されており、1期5年で対策を実施するよう運用されております。令和7年度からは新たに第6期対策としてスタートしたところでございます。

はじめに、制度の周知はどのように行われているのかとの御質問にお答えいたします。

制度の周知につきましては、新しい期間の始まる前に広報誌を利用し、制度の概要や現状を住民の皆様にお知らせしております。また、地域住民の集まりや農地に関する相談があった際には、制度の紹介を行うなど周知を図っております。

次に、申請手続の簡素化や地域の事務負担を軽減する取り組みは可能であるかとの御質問にお答えいたします。

申請手続につきましては、基本的に国が定めた様式を使用するため、独自に変更していくことは難しい状況です。しかしながら、これまでも各組織の皆様からの御意見・御要望などいただいているものにつきまして、国から発せられるアンケート調査等を通じて意見提出を行っております。

また、地域の事務負担を軽減する取り組みにつきましては、組織の集約化を推進するとともに、町と各組織が連携し、町において支援が可能な部分は積極的に行うことで軽減が図られるよう努めております。

第6期対策では、複数の集落協定間での活動のネットワーク化が推奨されており、将来に向けて農業生産活動や共同取組活動が継続的に行われる体制づくりが推進されております。

本町としても体制づくりへの支援に引き続き取り組んでまいりますので、ぜひ本制度の活用をいただきますようお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 岡崎議員。

○議員（5番 岡崎 裕一君） それでは、再質問に移らせていただきます。

最初に、中山間地域等直接支払事業についてです。国の事業であり、町で何かするのは難しいと理解いたしました。これは本当にいい事業なので大変だと思いますが、周知に関してはできるだけ多くの自治会に伝わるように、どうかよろしく願いいたします。

次に、体育館の空調についてですけれど、これ何もしていないとか、考えていない、する予定もないということに大変驚いておりますが、優先順位をもう1度御検討いただければと思います。

4つほどお聞きしたいのですが、空調には大体幾らぐらいかかるのかということと、LED化には幾らかかるのかということと、避難所としては考えておられないかどうかということです。

また農業者健康管理センターの使用頻度は、周防大島町で何番目ぐらいなのかということと、

先ほどもお話ししたように、町では第1期と第2期のスポーツ推進計画を策定していますが、策定時のメンバーはどのような方で何名ぐらいで決めておられるのかを教えてください。

○議長（荒川 政義君） 梅木総務課長。

○総務課長（梅木 義弘君） ただいま岡崎議員からございました避難所としてというところの御質問に総務課としてお答えをさせていただけたらと思います。

農業者健康管理センターに限らず町内の体育館施設は、有事の指定避難所として指定されている施設がたくさんございます。そのうちの1つで農業者健康管理センターも指定されておりますので、いざとなったときには避難所として活用するというところはございますというところで、取りあえずお答えをさせていただけたらと思います。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 中原教育次長。

○教育次長（中原 藤雄君） 岡崎議員からの御質問でございますが、まずLEDの改修にかかる工事費と申しますか、費用でございますが、これはまだ設計をやっておりませんので、はっきりした事業費は申し上げることができませんが、平成29年度にB&G海洋センターの体育館の空調の設置工事をしております。このときには天井や壁等の断熱材の改修は行わず、つり型方式の空調を設置しておりますが、このときの事業費を参考に申し上げますと、実施設計業務、それから工事監理業務、工事費を合わせまして約4,830万円ばかりかかっております。ですから、もしこれを今後やっていくとなりますと、これよりはかなりの事業費になるのではないかとお考えられます。

それから、農業者健康管理センターの使用頻度でございますが、町内にはB&G海洋センターの体育館、農業者健康管理センター、周防大島町総合体育館と大きな体育館がございますが、その中で今一番利用が多いのがB&G海洋センターの体育館でして、令和6年度で1万6,331人の利用がございます。その次に周防大島町総合体育館、これは令和6年度で9,304人の利用がございます。3番目が農業者健康管理センターとなっております、令和6年度が7,495人の利用がございます。その次には日良居の体育館で、令和6年度が3,083人の利用がございます。

それから、スポーツ推進計画の策定委員会のメンバーでございますが、スポーツレクリエーションの関係団体から大島郡体育協会の副会長が3名、それからスポーツ推進委員協議会の会長、スポーツ推進委員協議会の女性の委員が1名、それから教育行政機関関係者からは、大島郡中学校体育連盟の会長、それから大島郡小学校体育連盟の会長、そして周防大島町健康福祉部から健康増進課長、そして学識経験者として、社会福祉法人さつき会からさつき園の園長といったメンバーでございます。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 岡崎議員。

○議員（5番 岡崎 裕一君） ありがとうございます。空調にはかなりのお金がかかるということもよく分かりました。農業者健康管理センターは、割と町内での利用頻度が高いということも分かりました。

策定時のメンバーをお聞きしたのは、このスポーツ推進計画がどのような形で生まれたのかということをお聞きしたかったので、聞かせていただきました。全庁的な考えであるということは理解いたしました。

それでは、スポーツ推進計画についてお尋ねします。

第1期で、施設整備などを整え、誰でもスポーツができる環境づくり、第2期で、企業の協力や補助金などを活用して安定した財源を確保し、地域と協働しながらスポーツ活動を継続的に発展させていくことを目指しますとありますが、御質問させていただきます。環境を整えるということは、具体的にどういったことか教えてください。

また、農業者健康管理センターについて、企業や県などに対して、これまでどのような働きかけがあったのかなかったのか教えてください。

代替案として空調以外にも遮熱シート、今の遮熱シートはすごく優れていますが、遮熱シートの張りつけや天井付近の大型換気扇などの比較的安価にできる方法はまだあると思いますが、これまでそのような検討がなされたのかどうなのか。もしなされたのであれば教えてください。よろしく願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 中原教育次長。

○教育次長（中原 藤雄君） ただいまの御質問でございますが、まず環境を整えるということはどういうことをしたのかということでございますが、周辺の草刈り等の環境整備などは毎年行っているところではございますが、体育館の中のアリーナ部分とかそういったところの環境整備については、現在のところあまり環境整備をしていないというところでございます。

それから、企業や県に対しての協力の依頼とか、そういったことも現在のところは行っておりません。

それから、遮熱シートの張りつけなども検討したのかということでございますが、これにつきましては、昨今のかなり暑い夏場の状況を考え、今後検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 岡崎議員。

○議員（5番 岡崎 裕一君） もう1度言いますが、酷暑の体育館は、体から熱を逃がさないのが非常に危ないです。環境省の熱中症予防サイトでは、24度以上で注意、28度以上で警戒、

31度以上で激しい運動中止、35度以上で中止となっています。令和16年には中学校の合併が待っていますが、予定どおりであれば、農業者健康管理センターの使用頻度はさらに上がります。

町長にお聞きします。外からたくさん来ていただく対外的な大きな大会も華やかでいいのですが、この町に住んでいる町民の皆様が健康のために行っている卓球、バレー、バスケ、ソフトバレー、ピククルボールなどにも、もう少し目を向けていただいてもいいのではないのでしょうか。

財政状況が逼迫し、これから新たに何かするというのは大変であることは重々理解できております。だからといって、町民の皆様の健康と安全を考えなくていいということにはなりません。もう1度優先順位をお考えいただき、せめて設備計画もしくは代替案の検討くらいはすべきではありませんか。お答えください。お願いします。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 岡崎議員から御質問いただいております、主に農業者健康管理センターの空調設備というところからスポーツということ、そしてまた防災ということにもつながっていくのかと思いますけれども、先ほど教育長からお答えさせていただいたのが、スポーツからの観点と、そしてまた総務課長をはじめお答えさせていただいたのが、防災からということがあります。こういった施設は、やはり体育館としてのスポーツでの活用、そしてまた、防災ということでも活用ができるのではないかとありますが、先ほど御説明をしましたように、町内には14の体育館施設がございます。これらを有効活用していくということは大事なのですが、やはり優先順位をつけながら、空調であったりそういったものを取り付けていく。それには財源が必要と申しますけれども、財源だけではなくて、やはり国の動向、そしてまた学校の配置であったり、そういったことが大きくなっていくわけでございます。

そのような中で、今町内におきまして空調がついている施設というのが、久賀地区の周防大島中学校、そして橘地区の島中小学校、そして大島地区のB&Gの体育館と、今この地域に、地域バランスで今やっているような状況でありますので、やはり順番に、あまり近いところではなくて、やはり今ないところに地域バランスを考えながら、地域性を考えながらつけていくということが大事だと考えています。よって、今あるこの施設を皆さんで御協力いただいて、夏の間は今のところ使っていただくということであろうかと思えます。

また、議員御指摘のとおり、やはり毎年夏場暑くなってきておりますので、そういった検討は進めていかないといけないのは重々承知をしているところですが、何分そういった地域性であったり、また防災も考えていかないといけないところですが、そういったところの財源であったり、そういったことをしっかりと考えながら努めてまいりたいと思っているところでございます。御理解をよろしくお願いします。

○議長（荒川 政義君） 岡崎議員。

○議員（5番 岡崎 裕一君） ありがとうございます。なかなか御検討まではしていただけないと理解しました。また、今後ともしっかりと考えていただいて、もしもまた御検討いただけるときになりましたら、またお声かけいただければと思います。

特に御年配の方は、夏にもよく卓球などやっておられます。暑さを感じられないということがあり、事故を起こす可能性もあるわけです。しっかりその辺の対策をよろしく願いいたします。お願いして終わります。どうもありがとうございます。

○議長（荒川 政義君） 以上で、岡崎裕一議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 次に、3番、山根耕治議員。

○議員（3番 山根 耕治君） 今日は時間も午後になってまいりましたので、ごく穏やかに平和に進めていきたいと思っております。

先月からですか、職員の皆さんが平仮名の名札を下げるようになっておられまして、カスタマーハラスメント対策の一環とお聞きしております。これは大切なことでありまして、ハラスメントを抑制、防止することで、一方的に自分勝手な意見を繰り返す、振り回す、一部の方にかかる時間と労力を抑えて、真に必要な住民への対応、そして事業の遂行に時間をかけていくべきと存じます。

周防大島町はあらゆるハラスメントを許さず、職員の方の人権を守るというそういう意思表示を、そういうことでもありますので、ぜひ続けていっていただきたいと思っております。続いて質問に行きます。

今回の質問は、その職員の方の働き方にも関するものであります。

以前ですけれども、本町の職員の早期離職が目立つ、そういった原因をどのように考えるのかという質問をしたことがございます。これは様々な要因がありまして、職員の方お一人お一人の事情もありますから、簡単にこうだと言い切ったり、割り切ったりすることができるものではありません。

しかしながら基本にあるのは、職場や仕事の魅力、言い方を変えてみれば、この仕事で自分がどのように向上できるかということではないかと、これは私が思うことですが、思っております。

私自身これまでの仕事を振り返ってみますと、自分が会社員のときに最も向上できたのは、他業種の会社に出向していたときだったと思ひます。2年ほどではありましたが、それまで当たり前と思っていた仕事の習慣や慣例を見直しまして、仕事のやり方そのものを見直すこととなった、そういう記憶がございます。

本町でも職員の方の希望があれば、どんどん出向していただければいいと思います。しかしながら、多くの方が出向してしまうと、本来の業務に支障を来すこととなりますので、そこも限度があります。それでは、他の企業なり組織から本町に出向してもらえばいいのではないかというのが、今回の質問であります。

国の制度で、地域活性化起業人制度というものがあります。詳しいことは答弁で触れられると思いますので簡単に言いますと、自治体と企業が協定を結び、企業の社員を自治体に派遣した場合に、給与等にかかる経費の560万円を上限に国の支援が得られるという制度であります。本町でも先日の本会議でも報告がありましたけれども、令和8年度から教育委員会社会教育課と、それから総務部政策企画課で導入が予定されていると聞きます。導入は予定されているけれども、この制度をさらに活用して、より多くの部署で導入するお考えがあるかどうか、まずお伺いいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 山根議員の町外部からの人材登用についての御質問にお答えいたします。

地域活性化起業人制度は、総務省が推進する派遣事業として、三大都市圏に本社を有する企業から経験豊かな人材を派遣していただき、その専門的な知識や経験、外部からの視点、経営感覚を活かすことにより、自治体の地域課題解決に取り組む制度です。

本町においても、令和8年度一般会計当初予算（案）に政策企画課と社会教育課で本制度を活用するための関連経費を計上しており、今議会において御審議をいただいているところでございます。

新年度の取り組みで有効であると実証された場合は、令和9年度以降においても、施策の推進にあたり本制度を積極的に活用してまいりたいと考えております。

○議長（荒川 政義君） 山根議員。

○議員（3番 山根 耕治君） ありがとうございます。今町長の御答弁で、積極的に活用していきたいというお話がございました。これは大変心強いことでありまして、そこで今具体的に考えておられることがありましたら、お話しできる範囲で構いませんので、その積極的な活用の具体的などころをお話しいただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（荒川 政義君） 中原教育次長。

○教育次長（中原 藤雄君） 山根議員の御質問でございます。まず、社会教育課で令和8年度に予定しております地域活性化起業人制度を利用した取り組みについて、御説明をさせていただきます。

現在、社会教育課で事務等を行っておりますビーチバレー大会、大島一周駅伝、それから周防大島リレーマラソン、大島ロードレース大会、大島少年サッカー大会の4大大会等の大規模ス

ポーツイベントの実施をはじめまして、大島郡体育協会、それから周防大島町文化振興会など各団体の運営を担う外郭団体の設立を目指して準備をしていく予定としております。この外郭団体の設立を目指しての準備に際しまして、地域活性化起業人制度を利用してまいりたいと考えております。

なお、令和8年度からではございますが、この地域活性化起業人制度の活用につきましては、6か月から3年以内となっておりますので、できれば令和8年度、令和9年度、令和10年度の3年間活用させていただいて、3年以内に外郭団体の設立を目指して準備を進めてまいりたいと思っております。

以上が、社会教育課の今後の予定でございます。

○議長（荒川 政義君） 堀脇政策企画課長。

○政策企画課長（堀脇 国輝君） 政策企画課では、住民や中高生など幅広いメンバーによるコンソーシアムを立ち上げまして、周防大島町の課題を明らかにし、課題解決に向けた事業の実施を目指しております。

さらに具体的に申しますと、周防大島町の地域資源であります海や山を活用した観光体験メニューの考案や、町内の施設を生かした宿泊事業の展開、それから既存施設の魅力化などを想定しております。ただ、それ以外にも想定していないような、もっと斬新な事業アイデアを生んでいただいて、実施に向けた動きが生まれることを期待しております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 山根議員。

○議員（3番 山根 耕治君） ありがとうございます。令和8年度、教育委員会社会教育課では、主にスポーツ大会の外郭団体の設立、それから政策企画課では、コンソーシアム、問題解決に向けてこういった制度を活用していくという御回答だったと思います。

最後に、政策企画課長からもありました、斬新なアイデアでいろいろな事業に活用していくという、そういうことを来年度はもう間に合いませんけれど、その次に向けていろいろ考えていただいて、本当に560万円を国が補助してくれるというそういう制度なので、町独自で職員を増やすというわけになかなかいかない今、これは大変有効な制度だと思いますので、ぜひ検討してみてください。私もいろいろアイデアを出していきたいと思っております。

例えばこういった、冒頭で触れましたいろいろなハラスメント問題、こういうことに関して、例えば企業のそういう法務部門の方に来ていただいて、企業では全国的にどういうことをやっているのかということをしつかりとやってもらうとか、そういうことも考えられると思います。いろいろなアイデアを職員の方、それから住民の方から持ち寄って、この制度を進めていただければと思っております。ぜひ期待しておりますので、ぜひよろしく申し上げます。

私からは以上です。

○議長（荒川 政義君） 以上で、山根耕治議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 次に、6番、山中正樹議員。

○議員（6番 山中 正樹君） 議席番号6番、公明党の山中正樹でございます。新聞、テレビ等を見ていますと、残念ながら、今現在イラン攻撃が続いております。この争いで傷つきお亡くなりになられた全ての方々に、心からお悔やみとお見舞いを申し上げます。

公明党は、令和8年3月14日に竹谷とし子参議院議員を新代表に選任し、新出発をいたしました。絶対平和の党と福祉の党が公明党であります。これからも全国の地方議員を含めた3,000名のネットワークを活用し、よりよい生活ネットワークを、党の指針であります大衆とともに掲げて築いてまいりたいと思っております。

今回の一般質問は、周防大島町学校基本方針に掲げられている校種間連携による教育の充実についてお伺いをいたします。

本町が推進するKS学習や小小・小中連携、また中高一貫教育の目的は、幼稚園から高校まで子どもの学びを途切れることなく、その成長を町全体で深く支えていくことにあります。

この学びの連続性を真に実効性のあるものにするために、ICTを最大限に活用し、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させることが不可欠であります。

そこで、以下の2点についてお伺いをいたします。

1番目に、英語教育の充実と今後の方向性についてであります。

英語教育は、今大きな転換期を迎えております。かつての文法中心、文章読解中心の学習から、現代社会で求められているのは、自分の考えを瞬発的に英語で表現する力、すなわち生きたコミュニケーション能力であります。島という地理的条件、これを逆手に取ってICTを活用することで世界とつながる教育が可能になります。

本町における今後の英語教育の方向性と、校種間連携を通じた指導体制の充実について、町の見解をお伺いいたします。

2番目に、オンライン英会話の導入についてであります。

従来のALT外国語指導助手による授業も貴重でありますけれども、1クラスに対して1人の講師では、生徒一人一人が英語を話す時間は極めて限定的なことであります。

しかし、1人1台端末を活用し、オンラインで海外講師と結ぶことができれば、全ての子ども達が授業時間中、圧倒的な発話量を確保できてまいります。自分の英語が通じたというこの達成感、そして成功体験は自信に直結し、本町においてICTを活用した外国人講師によるオンライン英会話を導入され、英語教育を抜本的に強化することについて、町のお考えをお伺いいたしま

す。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 星野教育長。

○教育長（星野 朋啓君） 山中議員の校種間連携 I C T の重要性についての御質問にお答えいたします。

本町では、高いコミュニケーション能力を持ち、グローバル社会においても自己実現のできる人材の育成を教育大綱に位置付け、指導者による直接指導と I C T による個別学習の両輪で英語教育を推進しております。

まず、1点目の英語教育の充実と今後の方向性についての御質問にお答えいたします。

本町では、これからの英語教育では、知識としての文法理解に加え、聞く、話す、読む、書くの4技能を総合的に育成し、英語で自分の考えや気持ちを伝え合うコミュニケーション能力が重要だと考えております。

文部科学省も外国語教育の目標として、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度と実際に英語を使う言語活動を重視しております。

指導体制の充実といたしましては、A L T 2名の配置に加え、国際交流支援員1名を活用し、児童生徒が生きた英語に触れる機会の創出に努めております。

また、町内の保育園や小学校低学年においては、英会話を取り入れている園や小学校があり、早期から英語に親しむ機会を整えてきております。

さらに、東和小学校においては、カウアイ島の小学校との交流事業を継続しており、オンライン授業を通じて、現地の児童と直接コミュニケーションを図る体験の場を設けております。

加えて、実践的な英語活用場として、小学生を対象としたイングリッシュ・デイキャンプや中高生を対象としたイングリッシュセミナーを開催し、英語を使ってコミュニケーションを取ることを目的とした学習活動を実施しているところです。

次に、2点目のオンライン英会話の導入についての御質問にお答えいたします。

本町では今年度から、中学生全員の端末に生成A I 学習アシスタントアプリを導入しております。このアプリには、生徒がA I と英会話をする機能も備えており、個別に生徒の対話学習が可能となりました。

この生成A I アシスタントアプリについては、これまで教職員に対する研修も計画的に進めておりますので、当面はこのアプリを活用し、英会話についても、個別一人一人の習熟度に応じた学びを深化させていく方針でおります。

今後、さらに義務教育9年間を見据えた指導体制の強化を図ることが重要であると考えております。教職員の合同研修や小中学校間での交換授業を増やすことで、校種間の接続を円滑にし、

英会話を含めた英語に対する意欲と能力を継続的に高めていく指導体制を確立してまいりたいと考えております。

○議長（荒川 政義君） 山中議員。

○議員（6番 山中 正樹君） 御答弁ありがとうございます。答弁の中にもありましたけれども、まず再質問の中で、学びのスタートは就学前から始まるということで、本町における幼児期の英会話教育の現状と、これまでの成果をどのように分析しているかお伺いいたします。

○議長（荒川 政義君） 濱中福祉課長。

○福祉課長（濱中 靖夫君） 山中議員の再質問にお答えいたします。

幼児期の英語教育の現状と成果ということでお答えをいたします。鉄は熱いうちに打てということで、幼少期から英語に親しむことで、将来の学習の土台づくりをすることを目的としまして、町内保育園が8つあるのですけれども、8つの保育園において月に2回、そして保育園に上がる入園前の子どもについても、町内3か所の子育て支援センターがあるのですけれども、そちらにおいて、2か月に1回ほど英語の教育を行っております。

成果の分析としましては、幼少期の脳は、発達が柔軟で習得が早くなる。また、英会話に対しての抵抗が少ない。そして、先ほど申しあげました学習の土台ができる。そういったことで、小学校へ上がっても英語にスムーズに慣れ親しんでいただくことができるという効果がございます。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 山中議員。

○議員（6番 山中 正樹君） ありがとうございます。自分の歴史をたどっていきますと、人生の中では60年ぐらい前には英会話ということには全然疎いというよりも、中学に入ってから、1学期は一生懸命英語に慣れ親しんで、いいな、いいなと喜んで授業を受けていたのが、夏休みが終わって2学期に入りますと、途端にレベルアップをしてまいりまして、一切英会話についての勉強はしなくなったという苦い苦い経験があります。

しかしながら人生の中で、私の身近なところで2家族ほどアメリカとシンガポールですが、8年とか3年とか子ども達を連れて駐在員として行っている、そういう状況を見ていますと、今の子ども達は、行くときにどのような形で子ども達を説得するのかという世代ではなく、本当に幼児期のときに子ども達を連れて外国で生活をし、それに慣れ親しんでいったと思っております。それが一番大事だと思いますので、先ほどの幼児期についての周防大島町では英会話に親しむことはどのようにしているかということをお聞きしました。

私立の高校、また、中学高校一貫の全国の授業を見てみますと、とにかくあらゆるところで、私立は先んじて、特に中高一貫の英語教育を行っております。

山口県で先ほどお話の中でもありましたけれども、今県として取り組む姿勢というものを取り

入れて、来年度4月1日からその事業を行っていくという形ですが、もう少し詳細に教えていただければありがたいです。（「具体的に」と呼ぶ者あり）具体的にカリキュラムとか、そういうところを教えていただければありがたいです。よろしいですか。（「町の事業」と呼ぶ者あり）山口県の方針として、来年度から英会話を取り入れて端末での授業を行っていく。その中で今、中学校がそれを取り入れるというような形でお聞きしているけれども、もう少しその辺を具体的に教えていただきたいということです。

○議長（荒川 政義君） 星野教育長。

○教育長（星野 朋啓君） すみません、失礼いたしました。よく分かりました。県の事業としては、生成AIを使った個別最適な学習をつくるというのを重視しておりまして、今回かなり研究をしたうえで、全県下の市町に取り入れないかということで、本町はそれを選んで入ったことでもあります。かなり多くの市町が入っていると思います。

また、このAIアプリはかなり進んでいて、英会話を私もやってみましたけれど、私は釣りが好きですよと言ったら、どこに釣りに行くのですかとか、どんな魚をと聞いてくるわけです。こちらが下手な英語を返してもそれを理解して、1日に200会話まで自由にできます。これを毎日繰り返すことでかなり英語力がつくと思います。さらにそれが文字で出たりもしますし、非常にいいと思っています。

今回の御質問で、本町の教育も御説明できると思うので、とてもいい機会をいただいたと思うのですが、本町で進めている教育の核心は、マネジメント能力をつけるということです。これを英語教育と掛け算するとどうなるかということ、先ほど山中議員がおっしゃった、しゃべるとか、アウトプットするのをいかにマネジメントするかという、自分の力をどうやって使って、例えば英語圏の人とコミュニケーションを取るかという、そういうコントロールする、自分の行動をコントロールしたり、学び方をコントロールする力をつけたいというのが、本町の教育の中心です。課題を解決するために、そういう持っている資源をどう活用するかということ。

その中でこの英語というのは、英語で会話ができるというのは、手段としてとても大事だと思っています。そして、実際に地域創生活動であるとか、今回つくった経営をやる部活動であったり、いろんな外国の方との触れ合いの中で英語ができるといいなという思いを持ったときに、このアプリが本当の意味で、子ども達が一生懸命使えるものになると思っています。

そういう両面を考えた教育活動が展開できないかというのを、教職員の研修や県との共同によって行おうとしております。その中で山中議員がおっしゃるような、小学校のときから中学校、もっと言えば高校まで、そして、保育園の子達も含めたもので筋が通っていくといいなと考えているところであります。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 山中議員。

○議員（6番 山中 正樹君） ありがとうございます。よく分かりました。令和8年4月1日から山口県立大学附属の高校として周防大島高等学校が誕生するわけですがけれども、私も公立の高校がそういうオンラインをしながら、非常にいい例を見つけたので、お話をさせていただきたい。

徳島県鳴門市には鳴門教育大学というのがありまして、ここと連携をしながら、中学卒業まで見据えた独自の英会話教育コースを掲げております。ここは国立で、ここはAI、要するに端末との会話ではなくて、外国人とのオンラインでやっている。そのオンラインをやるのは、時差1時間のフィリピンとで、日本と大して変わらない。そういうことを今モデルとしてやっているそうであります。

周防大島町での附属化を機に小中高、さらには大学までが連動し、本町でしか学べないという周防大島町モデル、他市・他町と差別化をもって漸進的な周防大島町モデルをつくっていくべきではないかこのように考えておりますけれども、教育長の見解をお伺いいたします。

○議長（荒川 政義君） 星野教育長。

○教育長（星野 朋啓君） 前向きな御意見いただきましてありがとうございます。鳴門教育大学というのは、非常に先進的なことをする附属です。私は山口大学教育学部ですけど、私も附属にいましたので、鳴門教育大学ともいろいろな情報交換をしながら研究を進めたこともあります。

附属というのは、基本的に10年後の学習指導要領とかそういうものをつくり変える、先進事例をつくるという気概を持って授業をつくっているところであります。ですから、すごく洗練されているし、一生懸命やるということで、この事例が起こっているのだと思っています。

周防大島町も先ほど申しましたように、マネジメント能力のカリキュラムという意味では、負けないぐらい先進的なことをやっている。ただ、マネジメント能力というのは、コンピューターでいえばOS、基盤になるものです。その上にいろいろなアプリとして英会話とか、科学的な見方とかがのっているわけです。ですから、やろうとしていることは、最終的に子どもの現れとしては同じになるのですが、アプローチの仕方が違うわけでありまして。ですから、本町で行うとすれば、今考えているのは、やはり高校とは地域創生を通したマネジメント能力の育成を中核にした連携になっていくと考えます。

その中で、やはり外国の人との関わりも、私は増えると思っています。実際に、世界が広がるようなマネジメントをするというのは、学校の中ではとてもではないけれど収まり切りませんので、そのときに、おっしゃるようなことがもし可能であればやっていきたいと思っています。

ただ、今まず一番にやるべきは、周防大島高等学校が、島高がやろうとしている島じゅうキャ

ンパスとか、島への地域貢献というところをできるだけの力を小さいときからつけていって、一本筋が通るといいと思っているところであります。その中で、先ほどおっしゃった英会話の力というのがあれば、もっとすばらしいコミュニケーションができるし、いろいろなことができると思っています。本人の今の教育活動で大島の子ども達が変わっていているわけです。

海洋教育の発表で、小学1年生から小学6年生の子が堂々と発表しました。そして、一番すばらしいと思ったのは思いがあるので、小学1年生から小学6年生まで質問を急に受けても全部答えられます。さらに質問をしたりもできる。こういう前向きに頑張るといふ欲を持った子達が、英語のアプリや、山中議員がおっしゃるそういう機会を得たときに、すごく伸びると思っています。

まずは、今マネジメントのことをしっかりやりながら、今いただいた御意見についてはしっかり考えていきたいと思っておりますが、この3年間ぐらいは、まずマネジメントをやらせていただくとうありがたいと思っております。

以上であります。

○議長（荒川 政義君） 山中議員。

○議員（6番 山中 正樹君） 教育長の今の答弁を聞いて安心しました。そういうしっかりとした構想を持っておられるということは、私達にとっても非常にありがたいことでありますし、また、周防大島町ということの勉学についての形で、外部から見たときに非常に明るい見通しがあるのではないかと、このように思います。

それでは次に、オンラインの英会話の導入についてということですが、次にICTを具体的にどのように活用し、教育の質と平等を担保するかということについてお伺いしたいと思っています。

従来のALTでは、1対多——1人の先生が複数の生徒を持つ場合のことをいいますが、その授業で生徒1人の発話時間は極めて限定的、短いということです。

ここで、山口県の中で宇部市は、先進事例ではタブレットを活用してマンツーマンのオンライン英会話によって、生徒の約9割が、自信がついたと回答しています。特に小学校、中学校では、そこで英会話が好きになるか、このまま嫌いになるかという大きな分岐点になっているわけですから、こういったオンラインでの英会話は非常に大切だと思います。

本町でも1人1台の端末をフル活用して、全ての生徒が自分専用の講師と話せるマンツーマン形式を標準化すべきだと考えております。

そこで、一人も取り残さないという言葉が何でも広まっていますが、私達もよく耳にするのですけれども、自宅に待機している生徒について、このオンラインシステムの中で端末の貸与等々についてはどのようになっているか教えてください。

○議長（荒川 政義君） 中原教育次長。

○教育次長（中原 藤雄君） ICTの具体的な活用並びに教育の質と平等についてということですが、山中議員の御指摘のとおり、発話時間の確保は英語教育の重要な課題となっております。

本町では、現在2名のALTと1名の国際交流支援員により、質の高い対面指導を行っておりますが、これに加えて今年度、中学校に導入した生成AI学習アシスタントアプリの英会話機能を1人1台端末で活用しております。これらにより、学校規模にかかわらず、全ての生徒がいつでも自分のペースで自分専用のパートナーと対話できる環境を整えております。有人によるマンツーマン形式につきましては、本アプリの活用成果を見極めつつ、先進事例のコスト対効果や通信負荷等を研究し、最適な形を研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 山中議員。

○議員（6番 山中 正樹君） ありがとうございます。県が導入しているのは、恐らく生成AIのスタディポケットとお聞きしております。これを単なる翻訳機で終わらすのではなくて、対話を磨く伴走者に昇華するための具体的な研修計画だとか、学校間での活用格差などを生まないための活用ガイドラインを町独自で考えていく。そういう策定はどうでしょうか。ありますでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 星野教育長。

○教育長（星野 朋啓君） ありがとうございます。ガイドラインの話が出ましたけれど、教員の指導というのは、相手が人間でありますので、きっちり決められたとおりにできないので、むしろガイドラインというよりは指導の手引です。こういう指導したときこういう効果があったとか、こういう子どもにはこういうのがよかったというのを、これは周防大島町の中だけでは人数が足りませんので広域で、一番いいのは、県と協力してつくっていく形をつくりたいと思っておりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 山中議員。

○議員（6番 山中 正樹君） ありがとうございます。そこで、先ほど言いました自宅で待機している生徒ですけれども、こういった場合の授業といいますか、これは出席扱いになるのでしょうか。お答えください。

○議長（荒川 政義君） 中原教育次長。

○教育次長（中原 藤雄君） 自宅待機中の生徒への配慮についてでございますが、ICTを活用して出席扱いと認めるのは、文部科学省が通知をしておりますいくつかの条件をクリアした場合でございますので、本町もそれぞれのケースごとに学校と検討しながら進めているところでござ

います。

学習アシスタントアプリ等で行った学習録を確認することは、システム上できませんが、生徒自らがアプリでの学習成果をポートフォリオやレポートとして提出することで、教員と生徒とのやり取りを行い、生徒の努力を適切に評価するとともに、出席扱いできる判断の1つとしております。

通信環境につきましても、引き続きモバイルルーターの貸与等の完全保障に努め、ICTを介した居場所と学びが途切れないよう、各家庭の状況に寄り添った支援を継続してまいりたいと考えております。

○議長（荒川 政義君） 山中議員。

○議員（6番 山中 正樹君） ありがとうございます。私が推奨するのは、やはり1対1。先ほど言いました、外国人と日本人の生のやり取りということが、英会話の中でもオンラインが一番必要ではないかと、このように考えております。

そこで、最後に町長にお聞きいたしますけれども、我々はカウアイ島との間で60年の歴史の交流というものがあると思っております。その中で、こういった若い世代がもっともっと飛躍するために、先ほど言いました周防大島町独特の、周防大島町でしか学べないものがあるところを、このオンラインの英会話を通じ、いろいろな施策があるかと思っておりますけれども、今実行というよりも、町長の思いがあればおっしゃってください。

以上、質問を終わります。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 既に、本町の教育を担っていただいている星野教育長からの思いをお伝えいただいたところであります。

私は執行部として、学びの環境づくりをしっかりとやっていきたいというところでございます。中でも山中議員におっしゃっていただいたとおり、周防大島町にはカウアイ島との長い歴史がございます。そして今、町民の高校生世代の学生がカウアイ島に行って、2週間語学研修に行くという取り組みを行っております。これは、オンラインとは全く違った、実際にその方が現地に行って、そして2週間その地で過ごして、そしてまた、その行った先でカウアイ島の方々と接し、そして歴史文化を学ぶという取り組みでございます。それと並行して、やはり山中議員がおっしゃるとおり、オンラインの英会話、これはしっかりと使っていく必要があると思っております。

よって、今導入しているアプリを周防大島町の子ども達が一層活用して、そして英語に慣れ親しんで、そして保育園のときからしっかりと——今保育所の英語講師派遣事業というものもずっと行っておりますので、これも引き続きしっかりと継続をしながら、小さい頃からこの周防大島町において英語を学べる環境というものをしっかりと念頭に置いて取り組んでまいりたいと

思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 以上で、山中正樹議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午後 2 時02分休憩

.....

午後 2 時15分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。7 番、白鳥法子議員。

○議員（7 番 白鳥 法子君） 議席番号7 番、白鳥法子です。一般質問の機会をいただきましたので、これから通告に従い、一問一答方式で質疑を進めさせていただきます。

今回は、年度末に差しかかり示された複数の行政計画の素案を読み込み、3つの観点から質問をいたします。

まず、1つ目ですが、なぜ進まない？審議会等における女性参画というタイトルで通告をさせていただいております。こちらは、男女共同参画基本計画に関連した質問になります。町の審議会等の女性比率は、令和7年度の目標が30%以上となっていたことに対し、実際には17.8%と計画策定当初の5年前の19.2%よりもさらに低下し、計画策定をしている山口県内16自治体中ワースト1となっております。

まず、1点目、今年度がこの計画の最終年度でしたが、第2次男女共同参画基本計画について、目標達成状況と現状認識について伺います。この計画が始まった1年目の令和3年第4回定例会でも本課題に対する質問をさせていただきました。当時、執行部からの回答は次のようなものでした。審議会等で女性が増えない理由として、性別にとらわれず適任者を選んだら、結果的に男性ばかりになった。男性からの推薦やいわゆる充て職が多く、町の側でコントロールができない。また、役場組織内での働きかけとしては、審議会等を管轄する部署に男女共同参画計画の冊子を配って周知はしているが強制力はない。

次に、令和7年度までに女性比率を30%にするための具体策として、団体に対して女性の推進を依頼する。学識経験者に女性がいなか確認する。職員の意識改革と担当部署への指導を行うというものでした。そして現状が17.8%です。山口県内市町で目標を定めている16市町の平均は、この5年で実績が31.8%から33.4%へと上がっております。この5年間の計画をどう受け止めているのか。また、4年前の答弁から何が改善され何が課題として残ったのか伺います。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 白鳥議員のなぜ進まない？審議会等における女性参画の1点目でございます。

男女共同参画計画の最終年度における目標達成状況と現状認識についての御質問にお答えいたします。

結果的に、女性比率が低下したことを深く受け止めております。審議会等の委員の選出については、基本的に団体や組織への推薦依頼を行い、推薦いただいた方に対し委員の委嘱を行っているところでございます。一部の審議会等においては、公募による委員の募集を行っているところではございますが、議員の御指摘のとおり女性比率が下がっているのが現状でございます。

4年前の御質問に対し、学識経験者に対しては女性の識者がいるかを確認する。そして職員に男女共同参画の意識改革を行うと答弁させていただいております。しかしながら、逆に率が下がっているということは確認や啓発活動が足りなかったことを示していることから、より一層の啓発活動に努めてまいります。現在、策定を進めております新しい男女共同参画プランにおいても課題であることを認識し、積極的な女性の登用を働きかけることを記しております。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（7番 白鳥 法子君） 御答弁ありがとうございます。

次に、2点目です。

この計画期間中に実施された具体的な取り組みとその効果の検証について伺います。女性比率を上げることができなかった要因をどう分析されていますでしょうか。今の町長の御答弁の中では、学識経験者の中で女性を探すという点や、担当部署に働きかけるということが不十分であったということをおっしゃっておられました。それ以外に女性比率を上げるために、この4年間取り組んでこられたことがないのかどうか伺います。

○議長（荒川 政義君） 木谷総務部長。

○総務部長（木谷 学君） 2点目の計画期間中に実施された具体的な取り組みとその効果の検証についての御質問にお答えいたします。

各課への周知が足りなかったことに加え、職員・社員の数が限られた団体や組織に委員をお願いするうえで、行政側から女性に限定した依頼がしにくいといったことも1つの理由として考えられます。しかしながら、各分野において女性目線での意見を頂戴し、施策に反映させることはとても大切なことと考えております。よって、これからの対策といたしましては、団体や組織への推薦依頼には周防大島町として女性の登用率を増やしたい旨を明記する。また、公募が可能な委員会においては委員の公募を積極的に行うなどの改善を職員に周知してまいろうと考えております。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（7番 白鳥 法子君） ありがとうございます。再質問になりますけれども、周知不足と職員など団体自体のメンバーが限られているために女性を推進してほしいということがなかなか難しかったということでもございました。ただ、重要性は感じておられるということでした。例えば、ほかの自治体では女性比率30%以上を達成しておりまして、平均でそれなので、中にはほぼ半分近くが女性となっているところもあるわけです。県内であっても。各担当部署からそういう女性登用が進んでいる自治体担当部署などにヒアリングするなど、どのように委員を育て、女性を増やしているのかということ伺ってみるとか、そういうことで、工夫をされたことがあるのかどうか伺います。

○議長（荒川 政義君） 堀脇政策企画課長。

○政策企画課長（堀脇 国輝君） 白鳥議員の今の御質問にお答えいたします。

これまで他自治体、先進地の事例などについて具体的に調査をするという形での参考事例の収集等は、実際のところ積極的には行えておりませんでした。ただ、先般、今後の参考とするためにも、近年女性の登用率が高い県内の自治体を調べまして、問合せをさせていただきました。県内、この周防大島町の近くの市も女性委員の比率が高い実際50%近い市もありますので、その担当の方も、話が聞きたい場合は遠慮なく話を聞きに来てくださいということでしたので、そういった参考にさせていただくためにも先進地を訪れてお話を伺うということもさせていただきましたと考えております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（7番 白鳥 法子君） 近隣で早速聞いてみたということは、早速働きかけというか動いていただいておりますと思うところですが、その問合せをされた自治体ではどのような取り組みをすることで女性比率を上げておられたのか、参考に教えてください。

○議長（荒川 政義君） 堀脇政策企画課長。

○政策企画課長（堀脇 国輝君） その自治体では、1つ目に、組織として女性の登用を意識的に行うこと。具体的には、組織の管理職の多くが、男性となることが多いということで、階級や職を問わずに推薦を行った。

2つ目に、安易に前例踏襲ではなく公募ができないか検討しまして、それを実践したという御教授をいただきました。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（7番 白鳥 法子君） 御回答ありがとうございます。

次に、3点目ですけれども、委員の選定基準の見直しと固定化・複数兼務の解消策について伺

います。審議会等の資料を拝見いたしますと、特定の方が複数の委員会を兼務している状況や長期間にわたり同じ方が務めておられる状況が伺えます。経験豊かで適任である、過去からの経緯を踏まえての議論が可能であるなどのメリットがあるのだらうとは思いますが、メンバーの固定化は多様な意見の反映を妨げることにもなるのではないかと懸念します。先ほども、ほかの自治体の事例としてもございましたが、町民からの公募枠の拡大や選定基準に女性の偏りの解消を明文化するなど、実効性のある審議会等の委員選定方法の見直しを行う考えはないか伺います。次年度、既に様々な計画策定が予定されておりまして、中には審議会や委員会等が予定されているものもあるのではないかと推察いたします。そういったすぐに取り組めることとしまして、新たに、今後メンバーを選定するにあたって、そういった見直しを行う考えが現在のところあるのかどうかお伺いします。

○議長（荒川 政義君） 木谷総務部長。

○総務部長（木谷 学君） 3点目の委員の選定基準の見直しと固定化・複数兼務の解消策についての御質問にお答えいたします。確かに1人の方が複数の会議の委員に就任いただいているケースがございます。多い方は10以上の委員会等の委員の兼務をいただいております、一部の方に頼った形となっていることも事実でございます。これからの対策といたしましては、各課において要綱等を確認し、推薦依頼を行うにあたって現行の団体や組織でなければならないのか。また、公募ができないのかなど、幅広い委員の登用に努めてまいろうと考えております。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（7番 白鳥 法子君） ありがとうございます。今後、要綱に定めがあるものも多いと思いますので、早速それを確認して見直すところから手をつけていただけるということで、大変期待しております。また、例えばですが、現在、いくつかは公募枠のある審議会等が具体的にあるかと思いますが、今、その公募枠を設けた理由というところ、決定した理由、それがあれば教えていただけたらと思います。

○議長（荒川 政義君） 木谷総務部長。

○総務部長（木谷 学君） 本年度策定をいたしました男女共同参画プランですが、これについては男女共同参画審議会については、公募枠をもって参加いただいて、実際に応募があり委員をお願いしたところがございます。申し訳ございません。ほかの会については、私の中に今ありませんので、参考までに今年度の総務部の関係のことについて1つだけですが紹介させていただきます。（「なぜ公募にしたか」と呼ぶ者あり）失礼しました。なぜ公募にしたかという理由が欠落しておりました。男女共同参画の関係については、性質上やはり多様な方からの意見を聞きたいということもありますし、そういった観点から公募ということで、当然、各種団体からの選出というか推薦をいただいたということもあるのですが、それとは別にそういった形で多様な意見

を拝聴したいということから、公募の要件にしたというところでございます。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（7番 白鳥 法子君） よく分かりました。ありがとうございました。ぜひ今後、特に来年度に入ってから、おそらく観光振興ビジョンの策定委員会も設置されることかと思えます。特に観光は本当に女性が大好きな分野だと思いますし、そういった視点が本当に重要になってくると思いますので、ぜひこのメンバーについては半分ぐらいが女性になるということを期待して待っております。

次に、4点目ですけれども、防災会議における女性委員の登用と防災体制の強化について伺います。

防災対策の中では、男女共同参画の視点は大変重要視されております。防災士の学習教本の中では次のようにございました。東日本大震災における岩手、宮城、福島3県での犠牲者は男性に比べて女性が約1,000人多かった。災害による死亡率は女性のほうが高く、また、災害後には女性の失業率が増え、出社制限の可能性も高くなりがちである。加えて、災害後の生活においては女性用品の欠乏・不足やストレスの集中など課題は多い。このような課題に対応するためには、平時から男女共同参画の視点から防災・災害対応を考え訓練をしておくことが必要である。また、内閣府男女共同参画局の令和8年2月公表資料によりますと、令和7年度の本町の防災会議委員は女性がゼロであるということを確認しております。多様な視点が求められる防災・災害対応を検討する場において大きな課題があると言えないでしょうか。町の防災会議条例に定める委員の構成を見ると、現行の規定でも十分女性登用の余地はあり、女性委員を登用すべきと考えますが、執行部の認識はいかがでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 梅木総務課長。

○総務課長（梅木 義弘君） ただいま白鳥議員から御質問いただきました、防災会議のメンバーのところでございます。確かに御指摘のとおり、26名中女性はゼロという現状、非常に私どもも反省しているところでございます。現状の防災会議におきましては、防災会議条例というところで条例設置をした会議でございまして、その条例の中で委員をどの団体から選出していただくという格好でございまして、その団体に対して依頼をし、選出していただいているというのが現状でございます。そういった中での結果論として、男性しか出ていなかったというのがこれまでの経緯になっておりますので、先ほど来ご答弁をさせていただいておりますように、女性の選出についての依頼を今後あわせてやっていきたいと思っております。また、議員御指摘のとおり、防災会議は女性の視点というのは非常に大事です。特に避難所の運営などを行う際に、女性の視点を設けるということは、国からも言われていることでございますので、今後、ただ今の任期が

既に令和8年1月1日から現任期がスタートしておりますので、次の任期に向けてというところでの答弁となってしまいますが、そこを御容赦いただきたいと思うのですけれども、そういったところで女性の選出につなげていけたらと思っているところでございます。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（7番 白鳥 法子君） スタートしたばかりということで、ぜひ次に向かって——もちろん議論の中で女性の視点を、男性ばかりとしても女性の視点をしっかり重視して、検討していただけることとは思っておりますけれども、次の任期までには候補を探していただけたらと思います。

それでは、大項目の2つ目に移ります。

役場職員の定員適正化の限界と、持続可能な行政組織の構築に向けて質問いたします。

全国の自治体で行財政改革の一環として、職員の削減が行われてまいりました。本町でも20年前の4町合併により一時的に職員数が過剰になり、職員数を当時の381人から200人まで減らすという目標を掲げ、少しずつ実施してこられました。現在、来年度一般会計予算に占める人件費比率は12.3%で全国的に見ても低い部類になるようです。このたび、令和7年11月に開催されました令和7年度行政改革推進委員会の添付資料の中にありました周防大島町定員適正化計画（案）、こちらは令和8年度から令和12年度の計画期間となっておりますが、こちらを拝見いたしました。そこから読み取った課題について執行部の対応方針を伺います。

まず、計画を上回る職員減少が起きているという現実についてです。ここ5年、適正化計画を上回るペースで職員数が減少しているようです。定年退職以外の想定外の普通退職があったことや、必要人員を採用できていないということが要因と推察します。この現状が住民サービスや組織運営に与える影響をどう認識しておられるか、まず伺います。

○議長（荒川 政義君） 木谷総務部長。

○総務部長（木谷 学君） 白鳥議員の定員適正化の限界と持続可能な行政組織の構築に向けてのまず1点目、計画を上回る職員減少が行政運営に及ぼす影響と現状認識についてお答えいたします。

現在、本町では令和8年度から令和12年度までの5年間を計画期間とする第5次周防大島町行政改革大綱の策定に基づく定員適正化計画を策定中でございます。

令和8年3月1日現在、周防大島町役場の常勤職員は229名で、人口規模と産業構造の2つの要素から区分された全国の自治体の類似団体の中では、人口1万人あたりの職員数が平均値よりは若干多い状況となっており、適正な職員数を何人とするかの判断は非常に難しいものとなっております。

また、議員御指摘のとおり、普通退職者の増加により職員数は計画以上に減少している状況でございます。この状況が続けば住民サービスの低下や組織運営においても超過勤務の増加や、さらなる普通退職者の増加にもつながるものと危惧をしております。そのため、令和2年度以降は毎年10月1日採用の職員募集をしながら職員の確保に努めているところでございます。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（7番 白鳥 法子君） 御答弁ありがとうございます。やはり、計画以上に人が減っているという認識はされているということで、例えば、総数で足りていないということで、足りない部署があるとすれば、そこの仕事というのは既存の職員で何とかこなしているという状況なのか、次の職員が正規で採用できるまで会計年度任用職員によるサポートをお願いしているというような状況なのか、足りない部分をどのように今何とかされているのか伺います。

○議長（荒川 政義君） 梅木総務課長。

○総務課長（梅木 義弘君） 実際、不足している各職場における対応でございますが、基本的には補充ができない状況ですので、どうしても対応できない場合には会計年度任用職員を任用して、当面しのいでいただくという対応をとっているのが現状です。10月1日採用等で採用ができた場合には、そういった部署から補填、補填という言い方が正しいかどうか分かりませんが、埋めていくという対応をとっているのが現状です。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（7番 白鳥 法子君） 御答弁ありがとうございます。ぜひ、類似団体と比べて平均より若干多いということもございますけれども、おそらく面積でありますとか様々な状況が異なると思いますので、本町の業務がどれだけあって、どれだけが本当に適正なのかというのはなかなか難しいところではありますけれども、ぜひ採用確保に努めていただきたいと思っております。

次に、職員の年齢構成の不均衡解消の必要性の認識について伺います。

令和7年4月現在で40歳から44歳の職員が極端に少ない。例として言えば、その前後の5歳刻みと比較しますと3分の1程度しかいらっしゃらないということが計画案から分かります。この空白の世代ともいえる問題に対し、この計画案の中では職員構成を改善し平準化することが人事管理上の課題となっていると書かれています。これは、執行部としてはこの世代がごく少ないことを解消することが必要だと考えておられるという理解のうえで質問をいたします。

と言いますのも、現在の職員募集では年度当初の採用の年齢上限が30歳。先ほど御答弁の中でありました、10月1日採用の職員の年齢上限が直近で言えば35歳以下となっていることをホームページの採用情報で確認したからです。平準化が課題としながら、それを解消する施策が打てていないのが現状と言えます。ほかの自治体もそうかと言いますと、中には社会人採用枠の

年齢制限撤廃や30歳から61歳を社会人採用枠に設定して募集をしているところがあったり、国が推進する就職氷河期世代枠の募集を積極的にしているところもございます。今後、本当に解消する必要があるとお考えなら、実効性のある職員募集と採用にチャレンジすることが必要かと考えますが、そのお考えがあるか伺います。

○議長（荒川 政義君） 木谷総務部長。

○総務部長（木谷 学君） 2点目の年齢構成の不均衡解消に向けた中途採用条件の柔軟化と戦略的確保についてお答えいたします。

令和8年3月1日現在の職員の年齢構成を見ますと、議員御指摘のとおり40代前半の職員数は13人となっており、他の年代と比較すると少ないのが現状です。

中でも42歳はゼロ人、44歳と46歳は1人ずつとなっており、4町が合併した平成16年から10年間、町財政改革の1つの手段として新規採用を見合わせたことが原因の1つであると思われまます。そのため、10月採用の職員募集時には、一定程度の年齢要件を緩和して募集していますが、初任給決定の基準等の関係もあり40歳代前半の職員採用にはつながっておりません。

今後、年齢要件を45歳まで引き上げることについては、初任給の決定基準の見直しなどを含めて検討したいと考えております。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（7番 白鳥 法子君） 御回答ありがとうございます。10月採用で年齢制限緩和していると言っても、狙いの世代には届かない設定にしか上げていないので、現状のままでは解消できないというのは変わらないことと思います。また、現在、10月採用と言っても一般的な採用基準、試験をしたりですとか、そういったものになっていると思いますが、現在、40代であるとか50代を採用している自治体は社会人枠という経験者枠、キャリア枠と言いますか、これまでの社会人経験を勘案したうえでの採用というものを行っておられます。そういったところについて、給与形態とかを調査されたりしたことはあるのか、今後、そういう枠での採用を考えるにあたって今後調査するお気持ちがあるのかどうか伺います。

○議長（荒川 政義君） 梅木総務課長。

○総務課長（梅木 義弘君） 40代前半層の職員採用についてというところでございます。これまでに先進事例等を調査したという実績は、正直、今のところありません。ただ、近年全国的に、国もそうですが、やはりキャリア採用と言いますか、中途採用というところもしっかりとやっていかなければならない。特に就職氷河期世代と呼ばれているところについては国も力を入れてきておりまして、国家公務員においても初任給の基準であったり、格付け、初任給決定の基準、そういったところを緩和して中途採用をスムーズにできるような施策等も国でも動きが出てきておりますので、そういったところをもう少し研究させていただいて、本町に使えるものがあれば積

極的に使って、そういった不足している年代の採用につなげていけたらと考えております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（7番 白鳥 法子君） 答弁ありがとうございます。研究はこれからということですが、現在、新規採用も含めて人材の取り合いという状況が民間と公務員間でもですし、おそらく公務員間でも激しくなってくると思いますので、ぜひ早急にご検討いただいて、今年度からでもスタートを検討していただけたらというのが願いでございます。

40歳から45歳といいますと、一般的に仕事や家庭で大きな転機を迎える頃でもあると考えます。キャリアを活用した転職を検討する人や、ライフスタイルの見直しを考える人も増える世代です。本町出身者のUターンや出産・育児がある程度落ち着き、社会への復帰とともに田舎への移住を考える人もいると感じております。今こそその世代の社会人経験者を呼び込むことは町の組織としましても、町全体にとっても大変意義があると考えますので、ぜひ今年度中の着手に期待をいたします。

次に、離職防止と組織活力向上のための変革の覚悟について伺います。

シビックテックのコード・フォー・ジャパンのメンバーでもある石塚清香氏が中心となり、2024年と2025年に地方公務員の退職理由に関するアンケートが実施されました。対象は、地方公務員と元地方公務員です。地方公務員になろうと思った理由としては、一番多かったものが地域社会に貢献したいという思いがあったためというものでした。一方、退職理由・退職検討理由には、組織が旧態依然のまま変革が期待できそうにない、続ける意義を見出せなくなった、移動先が不透明でキャリアパスの見通しが立たないといったものが上位になっておりました。総務省の調査によりますと、地方公務員の受験者数は過去10年で28%減少、一方、普通退職は右肩上がりが増えております。本町だけではなく、多くの地方自治体がこのような理由で普通退職や応募人数の減少に直面しているというのが現在です。これからは単なる人員削減ではなく、職員が意欲をもって働き続けられるようDXの推進による業務効率化や若手・中堅が力を発揮できる人事評価、キャリアパスの構築など、本気の組織改革に取り組む必要があると考えますが、執行部の現状認識と今後取り組むべきとお考えのことをお聞かせください。

○議長（荒川 政義君） 木谷総務部長。

○総務部長（木谷 学君） 3点目の離職防止と組織活力向上のための変革についてお答えいたします。

職員の10月採用を始めた令和2年度から令和7年度までの6年間で新規採用者数が68名、採用から5年以内の普通退職者数が12名となっております。若年層の離職者数としては少なくないという認識でございます。それに対する防止策といたしましては、入庁した後の業務に対す

るギャップがないよう、採用試験の前にウェブ上で担当者による面談を行い、業務の内容やキャリアパスの例を伝えること、組織内部においても若手職員が自由な発想で政策のアシストが可能となるような仕組みづくりをしていきたいと考えております。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（7番 白鳥 法子君） 答弁ありがとうございます。やはり、自分ももともと公務員だったものですから、やはり地域に貢献したいという気持ちが皆さんおありということはよく分かります。ただ、自分も辞めた身ではありますけれども、今後の将来像を描きづらいとか、ロールモデルになるような先輩を見出すことができるかとか、様々なやる気につながる要素というものがあると思いますので、ぜひ何が課題なのかというものを上層部の方々がしっかりと考えることも必要ですし、実際に中堅・若手の方々と意見交換も図りながら、今後の働きがいのある職場づくりに向けて改革を進めていっていただけたらと期待しているところでございます。

最後に、大項目の3つ目になります。総合計画の上位計画としての実効性と計画行政の持続可能性について伺います。

本年度は、令和3年度から10年間の期間となっております第2次周防大島町総合計画の中間見直し後期基本計画策定が計画されています。また、総合計画を上位計画とする様々な分野の行政計画の中にも来年度からの計画を策定するものがありました。

そこで、まず素朴な疑問が浮かびました。上位計画であるはずの総合計画がいまだ策定中の状態で個別計画との整合性が保てるのかという疑問です。令和8年1月、2月と、過疎対策、男女共同参画、教育行政改革、健康増進などにかかる個別計画のパブリックコメントが先行して行われてきました。上位計画である総合計画の見直し内容が反映されていない中、個別計画の策定が進んでいるという状態です。内容の整合性をどう整理しているのか伺います。

○議長（荒川 政義君） 木谷総務部長。

○総務部長（木谷 学君） 白鳥議員の総合計画の上位計画としての実効性と計画行政の持続可能性の、まず1点目の、上位計画が後出しの矛盾、それから個別計画との整合性を保てるのかという御質問にお答えいたします。

本年度は多くの計画の改訂時期を迎え、現在改訂を行っているところでございます。個別計画を作成したうえで、その内容を総合計画に反映させるべく、現在作成にあたっているところでございます。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（7番 白鳥 法子君） 御答弁ありがとうございます。個別計画というものはすごく実態に応じた計画といえますか、各担当部署が仕事をしながらその仕事を前提に立てるものから、すごく具体性があるものかと思います。それを総合計画にもう1回あげていくというのは、

順番が逆なようには感じますけれども、反対に言いますと、地に足のついた総合計画になるということとも言えると感じるところでございます。ただ、本来あるべき姿は総合計画が先にありまして、それを実現するために個別計画をつくるというのが本来の筋だと思っております。それは共通認識でいいかという点と、今回は10年間の中の後期ということで、前期を踏まえたうえでの後期ということなので、そう大きな変更はないと推察いたしますが、5年後には、次の10年を考える総合計画を立てるかどうかというところからでしょうけれども必要となつてまいります。5年というのは案外、結構すぐ経ってしまいますが、今回の策定のスケジュールを振り返られて、次の総合計画を立てるにあたって、今後反映させていきたいと思われる視点やスケジュール感があれば教えていただけたらと思います。

○議長（荒川 政義君） 堀脇政策企画課長。

○政策企画課長（堀脇 国輝君） 1点目の上位計画である総合計画があつて、そのうえで個別計画というのが本筋ではないのかという白鳥議員のご指摘についてはおっしゃるとおりであると思っております。同じ認識を持っております。

それから、次の計画に向けては、策定期間とか今回の気付きでもありますけれども、策定期間についても1年でよかつたのかとか、その辺も気付きとしてございます。

次の策定のときには基本構想も全体の総合計画ということになりますので、当然、1年では足りない、策定期間としては足りない可能性もありますので、複数年での策定とか、あと期間についても現在、国勢調査と同じ年に策定するような形になっておりまして、最新の国勢調査の数字が使えないとか、そういった問題もありますので、そこを1年延伸してその数字が使えるようにできないとか、抜本的な見直しとまではいかないかもしれませんが、いろいろ見直していきたいと考えております。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（7番 白鳥 法子君） 御答弁ありがとうございます。役場はやはり3年や5年で異動がどうしてもございますので、前例踏襲になってしまいがちなことも大変実感としても思うところがございますので、ぜひ今後に向けてというところを振り返って、まとめて次のメンバーに引き継いでいくということも大変重要な作業かと思っておりますので、ぜひそのようにしていただけたらと思っております。

次に、2つ目ですけれども、たくさんある行政計画の総量管理と計画の統合・精査の可能性について伺います。一般質問をするにあたりまして、事前に執行部に政務資料請求により確認しましたところ、本町には50を超える行政計画が存在すると分かりました。総合計画の基本構想は10年ですけれども、多くの計画は3年から5年の期間で見直し、策定することになっております。これは、かなり大きな業務負担となっていると推察——確信をしております。内閣府が令和

5年2月20日に取りまとめた効率的・効果的な計画行政に向けてという報告書では、計画策定を求めている省庁に対し最低限の要請に限るよう方針が出されています。計画策定をある意味求めている国も地方の声を聞き、これは多すぎると感じているということかと思えます。

そこでお伺いします。今後、法令で義務づけられていない計画や内容が重複する計画を整理したり統合するなどして本数を減らしたり、それぞれの計画の記載事項を簡素化するなどし、より分かりやすく実効性の高いスリムな計画体系へと見直すお考えがないか伺います。

○議長（荒川 政義君） 木谷総務部長。

○総務部長（木谷 学君） 2点目の行政計画の総量管理と計画の統合・精査に向けた考え方についてお答えいたします。

御指摘のとおり、周防大島町には多くの計画が存在しておりますが、さらに新しい計画の策定が求められ策定を行っているところでございます。これは、法令上作成が義務付けられたものや、財政上の優遇を受けるために必要不可欠なものもあり、安易に削減できるものではございません。

しかしながら、重複する計画の整理・統合については検討を行い、スリム化を図り実効性の高いものにつなげることを検討しようと考えております。

なお、このたびの総合計画後期基本計画と総合戦略、これについては2つを1つ——1本化するような形をとって、その形をとったものとしております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（7番 白鳥 法子君） 御回答ありがとうございます。大変なのは、はたから見ておりましたが重々承知しております。法令で義務づけられたもの、また、計画をつくったら財政的に優遇措置があるというものを策定する場合にも、そのボリューム、必要最低限何を書いたら国の求める条件をクリアするのか、そこを明確にして取り組んでいただきたいという部分と、そういう指示があるからだけではなくて、やはり総合計画に基づいてそれを実現していくために必要ということをお前提とした優遇措置を受ける努力というものだと思いますので、なるべく簡素化していただけたらと思っております。

特に、現状について説明している、計画の前半部分というものは人口動態など、総合計画や、まち・ひと・しごと創生総合戦略などの基幹的な計画に全て載っていることとほぼ重複しているかと思えます。そういったものは、そちらを参照するというので、一言で済むのではないかと簡単に私は考えているところですが、計画というのは何が課題で、それを改善するためにいつまでに何をするか、端的にそれが分かりやすく記載されているということがとても重要になってくると思っております。

と言いますのも、計画には町がやることだけではなく、町民や民間事業者に求めることも記載

されているものが多くございます。それを私たち町民にも理解できる計画にしていく改善というものが大変必要になってくるかと思えます。職員の業務効率化、さらに町民にとっても計画の見える化に向けて方法を検討し、簡素化している自治体もあるようですので、ぜひ参考にしながら進めていただけますよう、こちらは要望となります。

最後に、3つ目ですけれども、計画策定の外部委託の依存からの脱却と人材育成について提案いたします。

現在、50以上ある計画のうち、多くを外部コンサルタントに委託して策定している現状があると認識しています。これは、委託費という支出が大きいという課題だけではなく、本来、計画策定を通して職員が学ぶことができるはずの本町のリアルな現状や課題、顔の見える方の困りごとやその解決法を考える機会を損失しているとも言えると思えます。そういった政策立案のノウハウが組織内に蓄積されないという弊害もあると考えます。計画の策定過程を職員自らが企画し担う内製化を進め、人材育成とコスト削減を実現し、町の実情に即した想いや手触り感のある計画づくりを目指すべきと考えますが、執行部のお考えを伺います。

○議長（荒川 政義君） 木谷総務部長。

○総務部長（木谷 学君） 3点目の計画策定の外部委託依存からの脱却と人材育成についてお答えをいたします。

本町の計画の策定や改訂については内製化しているものもありますが、多くは外部のコンサルタント会社へ委託している状況にあります。これは、前の質問でもいただきましたとおり、職員の大幅な減少により職員だけでは対応できないこともあり、専門的な知見のあるコンサルタント会社に協力をいただき策定を行っているところです。可能であれば職員が計画を作成する内製化が望ましいところではありますが、難しい状況にあることも否めません。しかし、議員御指摘の想いに関する部分については、職員である我々のほうが表現しやすいこと、また、職員が作成することは人材育成にもつながることは間違いございません。単に外部に委託するのではなく、職員そして住民の想いを織り交ぜながら策定を進める委託内容にできないかの検討を進めてまいります。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（7番 白鳥 法子君） 御答弁ありがとうございます。確かに、今の職員が通常業務をこなしながら計画を策定する業務というのを鑑みた人事配置ができれば一番いいのでしょうけれども、なかなかそうはいかないという御事情もあると推察いたします。近年は、職員が中心となって策定するのを伴走支援するというようなコンサルタント会社も出てきていると伺いますので、ぜひ中心が職員、役場、そのサポートをコンサルタント会社が行うというような形で主体的に計画策定を行っていただけるように要望をいたします。

最後、こちらは提案になるのですけれども、今回、政務調査資料としていただきました本町が策定している50を超える行政計画につきまして、一覧をホームページ等に掲載することをご提案いたします。

今回、様々な計画を見るときに、パブリックコメントを募集していますという、案の段階のものしか載っていないもの、その後策定されたものが整理されて載っていない、各課のところを見ても載っていないというものが散見されたため、最新のものにたどり着くのに苦労することがたびたびございます。ぜひ、ホームページのどこかに一覧を掲載し、リンクを開けば担当課のホームページのその計画にたどり着くというように利便性を高めていただきたいと思います、それが可能かどうかをお答えいただきたいと思います。

と言いますのも、議会としましては、町民の方々としましては、それぞれの政策がどのような体系で、どんな目的で行われているのかを確認したり、例えば今後の計画の見直しに向けて町政に提案するタイミングはいつがいいのか、効率的に考え行動するためでございます。御対応いただけますでしょうか、お伺いします。

○議長（荒川 政義君） 堀脇政策企画課長。

○政策企画課長（堀脇 国輝君） 今、御提案の50の計画の一覧をホームページに掲載して、それぞれの計画にリンクできないかということですが、こちらについては前向きに内部でも検討をさせていただければと思います。

○議長（荒川 政義君） 以上で、白鳥法子議員の質問を終わります。

○議長（荒川 政義君） 以上で、本日の日程は全部議了しました。

本日はこれにて散会をいたします。

次の会議は、3月19日木曜日、午前9時30分から開きます。

○事務局長（岡原 伸二君） 御起立願います。一同、礼。

午後3時10分散会

・一般質問の通告者は8名であったが、そのうち1名早退のため質問者は7名となりました。